

裁判官会議議事録	
開催日時	令和8年6月30日（火）午後4時
開催場所	大会議室、堺支部大会議室、岸和田支部大会議室、第14民事部裁判官打合せ室、第10刑事部裁判官室 (ウェブ会議の方法による)
出席者	別紙出欠表のとおり
議事の経過の要領及びその結果	
1 承認事項 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添承認事項1丁から75丁までについていずれも承認（承認後に出席した山田裕文判事を除く。） 2 決議事項 事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について 別添決議事項1丁から12丁までのとおり決議	

議長

議事録作成者

裁判所事務官

所長	黒	野	功	久
所長代行	松	永	榮	治

【民事部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
1	横田典子 斗谷匡志 山中洋美 前田早織 藤崎彩菜	佐藤克郎 大島眞美	吉澤孝 北岡佑太 土肥大致
2	山本拓 宮崎陽介 藤村享司	片岡翔子	岩崎由莉耶
3	上田賀代 林田敏幸 田中浩司		南夢衣子
4	松阿彌 高原本大 藤本大敬	白石大樹	
5	中島隆 佐々木隆 岡野慎弘 近江弘行 五十部隆幸 小暮紀子 小林崎由莉 浜崎俊文		
6	谷口哲一 杉浦宗雄 原義一 義一		森本和真
7	荒谷謙一 三木雅人 中村憲吾		奥田紗永
8	上野文 佐森亮 世本裕 石田裕 角田武隆 谷村和隆 大中山周 中塚晴大		大場悠生
9	世森亮 石本裕 角田武隆 谷村和隆 大中山周 中塚晴大		近藤友貴
10	谷大和 中塚晴大 塚本大		
11	一原友彦 田中康孝 結城康介 大野智彦 大田久仁彦		新池谷圭輝
12	大野智彦 大田久仁彦 徳地甲 西村結美 井上結美		須田翔太
13	徳地甲 西村結美 井上結美		田島花菜
14	高島義行 松浪聖一 松本幸奈	中野綾香	名倉亨 枚田雅樹

15	鈴木紀子 欠席	川野裕矢 欠席	小林昂平
	本松智子 欠席	上田千洗	
	深見葉有子 欠席	大山洗	
	津田哲哉 欠席		
16	後藤誠史	古市賢吾	川崎陽
	坂本雅		
17	堀部亮一 欠席		上寺紗也佳 欠席
	皆川謙一		加賀潮美
18	宮端朋紀 欠席		水城真那花
	崎浦裕輔 欠席		
	三森まや		
19	大森直哉 欠席		善元貴大 欠席
	久保田千淑		
	佐々木		
20	上村善一郎		後藤麻里
	小川清明		
	植野賢太郎		
21	松川充康		
	小野健美 欠席		
	横井真由		
22	松本展幸		大川未来
	村瀬洋朗		
	峯健一郎		
23	齋藤毅尋	佐藤いぶき 欠席	尾藤淳哉
	相澤千		
24	寺垣孝彦	秦卓義 欠席	村田幸生 欠席
	佐藤文子		
25	鷹野旭梨	林憲太朗 欠席	河井沙織
	岡田恵		
26	水野正則		
	西尾太一		
小計	85	12	25

【刑事部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
1	加 藤 陽 島 崎 航		松 野 有希子
2	近 道 暁 郎 富 岡 健 史		柿 原 久 乃
3	後 藤 有 己 中 山 知 欠席		下 出 大 智
5	三 輪 篤 志 堀 河 民 与	鈴 木 紫 門	清 水 康 平
6	山 田 裕 文 藤 永 祐 介		山 下 栞 菜
7	伊 藤 寛 樹	新 納 亜 美 欠席	峯 村 朋 之
8	辛 島 明 欠席 岡 本 康 博 欠席		和 泉 里 奈 欠席
10	渡 部 市 郎 倉 成 章 ウェブ 佐 藤 惇 欠席	池 上 恒 太 欠席 田 中 大 地 欠席 比 舍 昌 志 欠席 吉 田 開 欠席	吉 田 純 欠席 堀 田 ら な 欠席
12	三 村 三 緒 藤 根 桃 世 鈴木 真 理 子		根 間 玄 実
13	荒 木 未 佳 水 落 桃 子 沼 田 晃 一		細 山 恵 吾
14	大 森 直 子 欠席 荒 井 智 也 欠席		神 谷 匠 海 欠席
15	久 禮 博 一 深 見 翼 南 う ら ら 欠席		六 郷 和 紀
小計	27	6	13

【支部裁判官】

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
堺支部	横 田 昌 紀 ウェブ	山 口 愛 子 ウェブ	丹 治 雅 文 ウェブ
	西 尾 信 貞 ウェブ		
	楠 真 由 子 ウェブ		
	一 花 有 香 里 欠席		
	大 寄 悦 加 ウェブ		
	桑 原 直 子 欠席		林 信 吾 欠席
	山 崎 岳 志 ウェブ		
	栗 原 保 ウェブ	嶋 村 弥 寿 ウェブ	橋 本 泰 一 ウェブ
小計	武 田 正 喬 ウェブ		高 岡 遼 太 欠席
	井 谷 正 喬 ウェブ		
小計	10	2	4

部	判 事	特例判事補	オブザーバー
岸和田支部	和 久 田 齊 ウェブ		
	田 中 幸 大 ウェブ		
	棚 木 純 一 欠席		
	梅 本 聡 子 ウェブ		
	金 川 誠 ウェブ		
	戴 崇 司 ウェブ		
	吉 田 真 紀 欠席		
小計	7	0	0

裁 判 官 会 議 出 席 者 数

(令和8年6月30日現在)

人 員	構 成 員	判 事	131名 (所長・代行含む)	(計151名)
		特例判事補	20名	定足数76名
	オブザーバー		42名	
	計		193名	

出 席 者 数	構 成 員	判 事	106名 (所長・代行含む)	(計115名)
		特例判事補	9名	
	オブザーバー		31名	
	計		146名	

承認事項

(令和8年6月30日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和7年12月19日諮問）

（令和8年1月3日実施）

現 行	変 更 後
第 4 編 支 部	第 4 編 支 部
第 1 章 堺 支 部	第 1 章 堺 支 部
（裁判官の配置）	（裁判官の配置）
第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
（中略）	（中略）
第 1 民事部 C	第 1 民事部 C
裁 判 官 （兼）横 田 昌 紀	裁 判 官 （兼）横 田 昌 紀
〃 惣 脇 美奈子	〃 山 本 正 道
〃 <u>（定年退官）</u>	〃 <u>（大阪高裁から）</u>
〃 佐 藤 克 則	〃 佐 藤 克 則
〃 塚 田 奈 保	〃 塚 田 奈 保
〃 吉 澤 暁 子	〃 吉 澤 暁 子
〃 楠 真由子	〃 楠 真由子
〃 中 村 公 大	〃 中 村 公 大
〃 （兼）山 口 愛 子	〃 （兼）山 口 愛 子
〃 （兼）嶋 村 弥 寿	〃 （兼）嶋 村 弥 寿
〃 （兼）丹 治 雅 文	〃 （兼）丹 治 雅 文
（中略）	（中略）
	附 則
	<u>この規程は、令和8年1月3日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年12月19日諮問)

(令和8年1月5日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、 第34条第1項、第35条第1項、第36条、 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第9係(水金) " 神 谷 義 彦 " 藤 本 昌 彦 (福井簡裁へ) (中略) 第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督 促、保全、非訟等) (毎日) 裁判官(兼)松 永 栄 治 " 田 中 俊 次 " 太 田 朝 陽 " 木 花 弘 " 村 田 昌 三 " 小 川 親 治 " (兼)中 村 浩 之 " (兼)伊 藤 雅 之 (中略)	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、 第34条第1項、第35条第1項、第36条、 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 (中略) 第9係(水金) " 神 谷 義 彦 (中略) 第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督 促、保全、非訟等) (毎日) 裁判官(兼)松 永 栄 治 " 田 中 俊 次 " 太 田 朝 陽 " 木 花 弘 " 村 田 昌 三 " 小 川 親 治 " (兼)中 村 浩 之 " (兼)伊 藤 雅 之 " (兼)池 尻 修 三 (兼務発令) (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年1月5日から施行する。</u>

(別紙 1)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年1月6日諮問)

(令和8年1月9日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、 第34条第1項、第35条第1項、第36条、 第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第 34条第1項、第35条第1項、第36条、第3 8条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係	第1 民事公判係
(中略)	(中略)
第9係(水金) " 神 谷 義 彦	第9係(水金) " 神 谷 義 彦 <u>"(兼)太田朝陽</u> <u>(兼務発令)</u>
(中略)	(中略)
	附 則 <u>この規程は、令和8年1月9日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 1 月 6 日諮問）

（令和 8 年 1 月 22 日実施）

現 行	変 更 後
（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 10 条第 1 項） 別表 1 裁判官の配置及び開廷日割 第 1 民事部（保全部）（毎日） 裁 判 官 松 永 栄 治 " 斗 谷 匡 志 " 村 上 貴 昭 " 秦 卓 義 " 橋 本 康 平 " 佐 藤 克 郎 " 吉 澤 孝 " 伊 藤 佳 子 " 北 岡 佑 太 " 枚 田 雅 樹 " 松 本 幸 奈 " 島 崎 乃 奈 <u>（金沢地裁へ）</u> （中略）	（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 10 条第 1 項） 別表 1 裁判官の配置及び開廷日割 第 1 民事部（保全部）（毎日） 裁 判 官 松 永 栄 治 " 斗 谷 匡 志 " 村 上 貴 昭 " 秦 卓 義 " 橋 本 康 平 " 佐 藤 克 郎 " 吉 澤 孝 " 伊 藤 佳 子 " 北 岡 佑 太 " 枚 田 雅 樹 " 松 本 幸 奈 （中略） 附 則 <u>この規程は、令和 8 年 1 月 22 日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年2月20日諮問)

(令和8年2月28日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部)(毎日)	第1民事部(保全部)(毎日)
裁 判 官	裁 判 官
松 永 栄 治	松 永 栄 治
斗 谷 匡 志	斗 谷 匡 志
村 上 貴 昭	(職代) 村 上 貴 昭
(広島高裁へ)	(職務代行発令)
秦 卓 義	秦 卓 義
橋 本 康 平	橋 本 康 平
佐 藤 克 郎	佐 藤 克 郎
吉 澤 孝	吉 澤 孝
伊 藤 佳 子	伊 藤 佳 子
北 岡 佑 太	北 岡 佑 太
枚 田 雅 樹	枚 田 雅 樹
松 本 幸 奈	松 本 幸 奈
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和8年2月28日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年3月5日諮問)

(令和8年3月25日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部 (保全部) (毎日)	第1民事部 (保全部) (毎日)
裁 判 官	裁 判 官
松 永 栄 治	松 永 栄 治
斗 谷 匡 志	斗 谷 匡 志
〃 (職代) 村 上 貴 昭	〃 (職代) 村 上 貴 昭
〃	〃 島 崎 早 織
〃	(広島地裁から)
秦 卓 義	秦 卓 義
〃 橋 本 康 平	〃 橋 本 康 平
〃 佐 藤 克 郎	〃 佐 藤 克 郎
〃 吉 澤 孝	〃 吉 澤 孝
〃 伊 藤 佳 子	〃 伊 藤 佳 子
〃 北 岡 佑 太	〃 北 岡 佑 太
〃 枚 田 雅 樹	〃 枚 田 雅 樹
〃	〃 田 中 宏 明
〃	(福井地裁から)
松 本 幸 奈	松 本 幸 奈
(中略)	(中略)
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第12刑事部 (租税部) (毎日)	第12刑事部 (租税部) (毎日)
裁 判 官	裁 判 官
三 村 三 緒	三 村 三 緒
〃 中 井 太 朗	〃 中 井 太 朗
〃 鈴 木 真理子	〃 鈴 木 真理子
〃 黒 川 真 吾	〃 鈴 木 真理子

<u>(千葉地松戸支部 (民間企業研修) 〜)</u> (中略)	(中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年3月25日から施行する。</u>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年3月16日諮問）

（令和8年3月25日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁 判 官 松 永 栄 治	裁 判 官 松 永 栄 治
〃 斗 谷 匡 志	〃 斗 谷 匡 志
〃 (職代) 村 上 貴 昭	〃 (職代) 村 上 貴 昭
〃 島 崎 早 織	〃 前 田 早 織
<u>(旧姓使用)</u>	<u>(旧姓使用)</u>
〃 秦 卓 義	〃 秦 卓 義
〃 橋 本 康 平	〃 橋 本 康 平
〃 佐 藤 克 郎	〃 佐 藤 克 郎
〃 吉 澤 孝	〃 吉 澤 孝
〃 伊 藤 佳 子	〃 伊 藤 佳 子
〃 北 岡 佑 太	〃 北 岡 佑 太
〃 枚 田 雅 樹	〃 枚 田 雅 樹
〃 田 中 宏 明	〃 田 中 宏 明
〃 松 本 幸 奈	〃 松 本 幸 奈
(中略)	(中略)
	附 則
	<u>この規程は、令和8年3月25日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 3 月 1 6 日諮問）

（令和 8 年 3 月 3 1 日実施）

現 行	変 更 後												
（第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 2 2 条第 1 項） 別表 3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 3 刑事部（普通部）（毎日） <table><tr><td>裁 判 官</td><td>御 山 真 理 子</td></tr><tr><td></td><td>（大阪家裁へ）</td></tr><tr><td>〃</td><td>辻 井 由 雅</td></tr><tr><td>〃</td><td>善 元 貴 大</td></tr></table> （中略）	裁 判 官	御 山 真 理 子		（大阪家裁へ）	〃	辻 井 由 雅	〃	善 元 貴 大	（第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 2 2 条第 1 項） 別表 3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 3 刑事部（普通部）（毎日） <table><tr><td>裁 判 官</td><td>辻 井 由 雅</td></tr><tr><td>〃</td><td>善 元 貴 大</td></tr></table> （中略） 附 則 <u>この規程は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。</u>	裁 判 官	辻 井 由 雅	〃	善 元 貴 大
裁 判 官	御 山 真 理 子												
	（大阪家裁へ）												
〃	辻 井 由 雅												
〃	善 元 貴 大												
裁 判 官	辻 井 由 雅												
〃	善 元 貴 大												

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年3月5日諮問)

(令和8年4月1日実施)

現 行	変 更 後
第 2 編 本 庁 民 事 部	第 2 編 本 庁 民 事 部
(中略)	(中略)
第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	第3章 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序
(裁判官の配置及び開廷日割)	(裁判官の配置及び開廷日割)
第10条 裁判官の配置及び各部の開廷日割は、別表1のとおりとする。	第10条 裁判官の配置及び各部の開廷日割は、別表1のとおりとする。
2 所長は、新任判事補（判事補のうち、最初に任命された日から <u>3年に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者</u> をいう。以下同じ。）の研さんのため、当該判事補（刑事部配置の者を含む。）に対し、期間又は日を定めて、第1、第6及び第14の各部の裁判事務を取り扱わせることができる。	2 所長は、新任判事補（判事補のうち、最初に任命された日から <u>2年に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者（ただし、任命された日が1月から3月までである場合には、その日から3年に達する日以降の最初の3月31日を経過していない者）</u> をいう。以下同じ。）の研さんのため、当該判事補（刑事部配置の者を含む。）に対し、期間又は日を定めて、第1、第6及び第14の各部の裁判事務を取り扱わせることができる。
(中略)	(中略)
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁 判 官 松 永 栄 治	裁 判 官 松 永 栄 治
" 斗 谷 匡 志	" 斗 谷 匡 志
" (職代) 村 上 貴 昭	" <u>山 中 洋 美</u>
" (職務代行解消)	" (第5民事部から)
" 島 崎 早 織	" 島 崎 早 織
" 秦 卓 義	" 藤 崎 彩 菜

<u>(第24民事部へ)</u> 〃 <u>橋 本 康 平</u> <u>(神戸地裁豊岡支部へ)</u> 〃 佐 藤 克 郎 〃 吉 澤 孝 〃 <u>伊 藤 佳 子</u> <u>(千葉地裁へ)</u> 〃 北 岡 佑 太 〃 枚 田 雅 樹 〃 <u>田 中 宏 明</u> <u>(弁護士職へ)</u> 〃 <u>松 本 幸 奈</u> <u>(第14民事部へ)</u> 第2民事部 (租税・行政部) (月火水金) 裁 判 官 横 田 典 子 〃 宮 崎 陽 介 〃 藤 村 享 司 〃 <u>小 森 ま や</u> <u>(第18民事部へ)</u> 〃 <u>(兼) 橋 本 康 平</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 片 岡 翔 子 第3民事部 (普通部) (月火木金) 裁 判 官 上 田 賀 代 〃 <u>(兼) 高 島 義 行</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 <u>神 田 温 子</u> <u>(青森家裁へ)</u> 〃 林 田 敏 幸 〃 南 夢 衣 子 第4民事部 (商事部) (火水木金) 裁 判 官 谷 口 哲 也	<u>(静岡地裁浜松支部から)</u> 〃 佐 藤 克 郎 〃 <u>大 島 眞 美</u> <u>(名古屋地裁一宮支部から)</u> 〃 吉 澤 孝 〃 北 岡 佑 太 〃 枚 田 雅 樹 第2民事部 (租税・行政部) (月火水金) 裁 判 官 横 田 典 子 〃 宮 崎 陽 介 〃 <u>(兼) 三 木 裕 之</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 藤 村 享 司 〃 片 岡 翔 子 〃 <u>(兼) 岩 崎 由 莉 耶</u> <u>(兼務発令)</u> 第3民事部 (普通部) (月火木金) 裁 判 官 上 田 賀 代 〃 林 田 敏 幸 〃 <u>田 中 浩 司</u> <u>(徳島家裁から)</u> 〃 南 夢 衣 子 第4民事部 (商事部) (火水木金) 裁 判 官 松 阿 彌 隆
--	---

(第6民事部へ) 〃 高 原 大 輔 〃 黒 田 吉 人 (最高裁調査官へ) 〃 白 石 大 樹 第5民事部 (労働部) (毎日) 裁 判 官 中 島 崇 〃 尾 河 吉 久 (大阪高裁へ) 〃 蒲 田 祐 一 (山口地裁へ) 〃 山 中 洋 美 (第1民事部へ) 〃 植 村 一 仁 〃 岡 野 慎 也 〃 近 江 弘 行 〃 小 暮 紀 幸 第6民事部 (倒産部) (毎日) 裁 判 官 中 尾 彰 (大阪法務局へ) 〃 吉 澤 邦 和 (和歌山地裁へ) 〃 原 田 宗 輔 〃 簀 川 雄 一 〃 森 本 和 真 第7民事部 (租税・行政部) (月火木金) 裁 判 官 徳 地 淳 (第13民事部へ) 〃 三 木 裕 之 〃 中 村 雅 人 〃 奥 田 紗 永 (中略)	(第26民事部から) 〃 高 原 大 輔 〃 藤 本 敬 太 (最高裁民事局付から) 〃 白 石 大 樹 第5民事部 (労働部) (毎日) 裁 判 官 中 島 崇 〃 佐々木 隆 憲 (高知地裁から) 〃 (兼) 山 中 洋 美 (兼務発令) 〃 植 村 一 仁 〃 岡 野 慎 也 〃 近 江 弘 行 〃 五十部 隆 (神戸地裁社支部から) 〃 小 暮 紀 幸 〃 林 崎 由 莉 子 (福岡地裁柳川支部から) 〃 浜 崎 俊 文 (熊本地裁から) 第6民事部 (倒産部) (毎日) 裁 判 官 谷 口 哲 也 (第4民事部から) 〃 杉 浦 一 輝 (山口地裁宇部支部から) 〃 原 田 宗 輔 〃 簀 川 雄 一 〃 森 本 和 真 第7民事部 (租税・行政部) (月火木金) 裁 判 官 荒 谷 謙 介 (第11民事部から) 〃 三 木 裕 之 〃 中 村 雅 人 〃 奥 田 紗 永 (中略)
--	---

第9民事部（普通部）（火水木金）	第9民事部（普通部）（火水木金）
裁判官 達野 ゆ き	裁判官 世 森 亮 次
(大阪高裁へ)	(東京地裁から)
〃 古 賀 英 武	〃 石 本 恵
(福岡高裁へ)	(大阪高裁から)
〃 角 田 裕 紀	〃 角 田 裕 紀
〃 近 藤 友 貴	〃 近 藤 友 貴
第10民事部（建築・調停部）（毎日）	第10民事部（建築・調停部）（毎日）
裁判官 谷 村 武 則	裁判官 谷 村 武 則
〃 安 木 進	
(大阪高裁へ)	
〃 大 和 隆 之	〃 大 和 隆 之
	〃 中 山 周 子
	(福岡家裁飯塚支部から)
〃 塚 本 晴 久	〃 塚 本 晴 久
〃 楠 大 輔	〃 楠 大 輔
第11民事部（普通部）（月水木金）	第11民事部（普通部）（月水木金）
裁判官 荒 谷 謙 介	裁判官 一 原 友 彦
(第7民事部へ)	(大阪高裁から)
〃 田 中 一 孝	〃 田 中 一 孝
〃 結 城 康 介	〃 結 城 康 介
〃 高 矢 輝 乃	〃 (兼) 新池谷 圭 輝
(福岡地裁へ)	(兼務発令)
第12民事部（普通部）（月火水金）	第12民事部（普通部）（月火水金）
裁判官 大 野 祐 輔	裁判官 大 野 祐 輔
〃 木 山 智 之	
(熊本地裁へ)	
〃 大 谷 智 彦	〃 大 谷 智 彦
	〃 田 中 久 仁 彦
	(松山地裁西条支部から)
〃 須 田 翔 太	〃 須 田 翔 太
第13民事部（普通部）（火水木金）	第13民事部（普通部）（火水木金）
裁判官 成 田 晋 司	裁判官 徳 地 淳
(東京地裁へ)	(第7民事部から)
〃 西 村 甲 児	〃 西 村 甲 児
〃 那 波 郁 香	〃 井 上 結 美 子
(松江家裁へ)	(大分地裁中津支部から)
〃 田 島 花 菜	〃 田 島 花 菜
第14民事部（執行部）（毎日）	第14民事部（執行部）（毎日）
裁判官 高 島 義 行	裁判官 高 島 義 行

〃 <u>野 上 誠 一</u> (高松地裁へ) 〃 <u>松 浪 聖 一</u> 〃 <u>田 中 春 香</u> (前橋地裁へ) 〃 名 倉 亨 第15民事部(交通部)(毎日) 裁 判 官 鈴 木 紀 子 〃 <u>中 武 由 紀</u> (大阪高裁へ) 〃 <u>中 嶋 謙 英</u> (広島高裁松江支部へ) 〃 深 見 菜有子 〃 賀 来 哲 哉 〃 <u>高 橋 憲 太</u> (高知地裁中村支部へ) 〃 <u>伊 藤 祐 貴</u> (和歌山地裁へ) 〃 川 野 裕 矢 〃 <u>浅 見 一 輝</u> (松山地裁西条支部へ) 〃 上 田 千 愛 第16民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 山 本 拓 〃 <u>鈴 木 千 恵 子</u> (横浜地裁へ) 〃 坂 本 雅 史 〃 <u>山 下 栞 菜</u> (第6刑事部へ) 第17民事部(医事部)(月火水木)	〃 松 浪 聖 一 〃 <u>松 本 幸 奈</u> (第1民事部から) 〃 <u>中 野 綾 香</u> (弁護士職から) 〃 名 倉 亨 第15民事部(交通部)(毎日) 裁 判 官 鈴 木 紀 子 〃 <u>本 松 智</u> (名古屋高裁から) 〃 深 見 菜有子 〃 <u>津 田 裕</u> (総研教官から) 〃 賀 来 哲 哉 〃 川 野 裕 矢 〃 上 田 千 愛 〃 <u>大 山 洸 来</u> (松山家裁宇和島支部から) 〃 <u>小 林 昂 平</u> (岐阜地裁から) 第16民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 山 本 拓 〃 坂 本 雅 史 〃 <u>古 市 賢 吾</u> (弁護士職から) 〃 <u>(兼) 川 崎 陽</u> (兼務発令) 第17民事部(医事部)(月火水木)
--	--

裁 判 官	堀 部 亮 一	裁 判 官	堀 部 亮 一
"	皆 川 更	"	皆 川 更
"	宮 端 謙 一	"	宮 端 謙 一
"	(兼) 小西池 将		
	<u>(兼務解消)</u>		
"	上 寺 紗也佳	"	上 寺 紗也佳
		"	(兼) 加 賀 潮 美
			<u>(兼務発令)</u>
第18民事部(普通部)(月火水金)		第18民事部(普通部)(月火水金)	
裁 判 官	宮 崎 朋 紀	裁 判 官	宮 崎 朋 紀
"	長 丈 博		
	<u>(宮崎地裁延岡支部へ)</u>		
"	三 浦 裕 輔	"	三 浦 裕 輔
"	(兼) 小 森 ま や	"	小 森 ま や
	<u>(兼務解消)</u>		<u>(第2民事部から)</u>
"	根 間 玄 実	"	(兼) 水 城 真那花
	<u>(第12刑事部へ)</u>		<u>(兼務発令)</u>
第19民事部(医事部)(毎日)		第19民事部(医事部)(毎日)	
裁 判 官	大 森 直 哉	裁 判 官	大 森 直 哉
"	久保田 千 春	"	久保田 千 春
"	佐々木 淑 江	"	佐々木 淑 江
"	土 肥 大 致	"	土 肥 大 致
		"	(兼) 善 元 貴 大
			<u>(兼務発令)</u>
第20民事部(医事部)(月火水金)		第20民事部(医事部)(月火水金)	
裁 判 官	林 潤	裁 判 官	上 村 善一郎
	<u>(大阪高裁へ)</u>		<u>(旭川地裁から)</u>
"	丸 山 水 穂	"	小 川 清 明
	<u>(神戸地裁へ)</u>		<u>(津地裁伊勢支部から)</u>
"	植 野 賢太郎	"	植 野 賢太郎
"	後 藤 麻 里	"	後 藤 麻 里
第21民事部(知的財産権部)(火木)		第21民事部(知的財産権部)(火木)	
裁 判 官	松 川 充 康	裁 判 官	松 川 充 康
"	阿波野 右 起	"	小 野 健
	<u>(福岡地裁小倉支部へ)</u>		<u>(札幌地裁から)</u>
"	(兼) 島 田 美喜子		
	<u>(兼務解消)</u>		
"	西 尾 太 一	"	(兼) 西 尾 太 一
	<u>(第26民事部へ)</u>		<u>(兼務発令)</u>

第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 〃 村瀬洋朗 〃 寺田幸平 <u>（神戸地裁姫路支部へ）</u> 〃 清水康平 <u>（第5刑事部へ）</u> 第23民事部（普通部）（月火水木） 裁判官 齋藤毅 〃 黒田香 <u>（東京地裁へ）</u> 〃 佐藤いぶき 〃 尾藤淳哉 第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 野村武範 <u>（東京地裁へ）</u> 〃 山中耕一 <u>（神戸地裁社支部へ）</u> 〃 仲井葉月 <u>（神戸地裁伊丹支部へ）</u> 〃 村田幸生 第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 鷹野旭 〃 宮崎純一郎 <u>（徳島地裁へ）</u> 〃 岡田恵梨 〃 河井沙織 第26民事部（知的財産権部）（月木） 裁判官 松阿彌隆 <u>（第4民事部へ）</u> 〃 島田美喜子 <u>（神戸地裁姫路支部へ）</u> 〃 （兼）阿波野右起 <u>（兼務解消）</u> 〃 （兼）西尾太一 <u>（兼務解消）</u>	〃 横井真由美 <u>（金融庁から）</u> 第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松本展幸 〃 村瀬洋朗 〃 峯健一郎 <u>（那覇地裁平良支部から）</u> 〃 （兼）大川未来 <u>（兼務発令）</u> 第23民事部（普通部）（月火水木） 裁判官 齋藤毅 〃 相澤千尋 <u>（広島家裁から）</u> 〃 佐藤いぶき 〃 尾藤淳哉 第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 寺垣孝彦 <u>（大阪高裁から）</u> 〃 佐藤文子 <u>（大津地裁長浜支部から）</u> 〃 秦卓義 <u>（第1民事部から）</u> 〃 村田幸生 第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 鷹野旭 〃 岡田恵梨 〃 林憲太朗 <u>（徳島地裁から）</u> 〃 河井沙織 第26民事部（知的財産権部）（月木） 裁判官 水野正則 <u>（知財高裁から）</u> 〃 （兼）小野健 <u>（兼務発令）</u> 〃 西尾太一 <u>（第21民事部から）</u>
---	--

(中略) (第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>加藤 陽</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>高橋 俊介</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(最高裁民事局付へ)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水城 真那花</td> </tr> </table> (中略) 第3刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>御山 真理子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>辻井 由雅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(福井地裁へ)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>善元 貴大</td> </tr> </table> 第4刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>井上 直哉</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 高橋 俊介</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務解消)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城 真那花</td> </tr> </table> 第5刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>三輪 篤志</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堀河 民与</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>鈴木 紫門</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>田崎 里歩</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(松江地裁へ)</td> </tr> </table> 第6刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>山田 裕文</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤永 祐介</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>川崎 陽</td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	〃	高橋 俊介		(最高裁民事局付へ)	〃	水城 真那花	裁判官	御山 真理子	〃	辻井 由雅		(福井地裁へ)	〃	善元 貴大	裁判官	井上 直哉	〃	(兼) 高橋 俊介		(兼務解消)	〃	(兼) 水城 真那花	裁判官	三輪 篤志	〃	堀河 民与	〃	鈴木 紫門	〃	田崎 里歩		(松江地裁へ)	裁判官	山田 裕文	〃	藤永 祐介	〃	川崎 陽	〃 (兼) 横井 真由美 (兼務発令) (中略) (第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>加藤 陽</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>島崎 航</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(広島地裁呉支部から)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>水城 真那花</td> </tr> </table> (中略) 第3刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>御山 真理子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>後藤 有己</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(広島地裁から)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>中山 知</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(福岡地裁田川支部から)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>善元 貴大</td> </tr> </table> 第4刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>井上 直哉</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎 航</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務発令)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城 真那花</td> </tr> </table> 第5刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>三輪 篤志</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>堀河 民与</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>鈴木 紫門</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>清水 康平</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(第22民事部から)</td> </tr> </table> 第6刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>山田 裕文</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>藤永 祐介</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>川崎 陽</td> </tr> </table>	裁判官	加藤 陽	〃	島崎 航		(広島地裁呉支部から)	〃	水城 真那花	裁判官	御山 真理子	〃	後藤 有己		(広島地裁から)	〃	中山 知		(福岡地裁田川支部から)	〃	善元 貴大	裁判官	井上 直哉	〃	(兼) 島崎 航		(兼務発令)	〃	(兼) 水城 真那花	裁判官	三輪 篤志	〃	堀河 民与	〃	鈴木 紫門	〃	清水 康平		(第22民事部から)	裁判官	山田 裕文	〃	藤永 祐介	〃	川崎 陽
裁判官	加藤 陽																																																																																				
〃	高橋 俊介																																																																																				
	(最高裁民事局付へ)																																																																																				
〃	水城 真那花																																																																																				
裁判官	御山 真理子																																																																																				
〃	辻井 由雅																																																																																				
	(福井地裁へ)																																																																																				
〃	善元 貴大																																																																																				
裁判官	井上 直哉																																																																																				
〃	(兼) 高橋 俊介																																																																																				
	(兼務解消)																																																																																				
〃	(兼) 水城 真那花																																																																																				
裁判官	三輪 篤志																																																																																				
〃	堀河 民与																																																																																				
〃	鈴木 紫門																																																																																				
〃	田崎 里歩																																																																																				
	(松江地裁へ)																																																																																				
裁判官	山田 裕文																																																																																				
〃	藤永 祐介																																																																																				
〃	川崎 陽																																																																																				
裁判官	加藤 陽																																																																																				
〃	島崎 航																																																																																				
	(広島地裁呉支部から)																																																																																				
〃	水城 真那花																																																																																				
裁判官	御山 真理子																																																																																				
〃	後藤 有己																																																																																				
	(広島地裁から)																																																																																				
〃	中山 知																																																																																				
	(福岡地裁田川支部から)																																																																																				
〃	善元 貴大																																																																																				
裁判官	井上 直哉																																																																																				
〃	(兼) 島崎 航																																																																																				
	(兼務発令)																																																																																				
〃	(兼) 水城 真那花																																																																																				
裁判官	三輪 篤志																																																																																				
〃	堀河 民与																																																																																				
〃	鈴木 紫門																																																																																				
〃	清水 康平																																																																																				
	(第22民事部から)																																																																																				
裁判官	山田 裕文																																																																																				
〃	藤永 祐介																																																																																				
〃	川崎 陽																																																																																				

第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹 〃 増 尾 崇 (さいたま地裁へ) 〃 加 賀 潮 美 第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 〃 角 田 康 洋 (青森地裁へ) 〃 岩 崎 由 莉 耶 第9刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 井 上 直 哉 〃 (兼) 高 橋 俊 介 (兼務解消) 〃 (兼) 水 城 真 那 花 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 〃 三 澤 節 史 (岡山地裁へ) 〃 立 仙 早 矢 (松山地裁へ) 〃 新 納 亜 美 (第7刑事部へ) 〃 比 舍 昌 志 〃 吉 田 開 〃 小 西 池 将 (熊本家裁八代支部へ) 〃 六 郷 和 紀 第11刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 井 上 直 哉 〃 (兼) 高 橋 俊 介 (兼務解消)	〃 山 下 栞 菜 (第16民事部から) 第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹 〃 新 納 亜 美 (第10刑事部から) 〃 加 賀 潮 美 第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 〃 岡 本 康 博 (福岡地裁から) 〃 岩 崎 由 莉 耶 第9刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 井 上 直 哉 〃 (兼) 島 崎 航 (兼務発令) 〃 (兼) 水 城 真 那 花 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 〃 倉 成 章 (第14刑事部から) 〃 佐 藤 惇 (旭川家裁から) 〃 池 上 恒 太 (札幌家裁小樽支部から) 〃 田 中 大 地 (福岡地裁から) 〃 比 舍 昌 志 〃 吉 田 開 〃 六 郷 和 紀 〃 (兼) 吉 田 純 (兼務発令) 〃 (兼) 堀 田 ら な (兼務発令) 第11刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 井 上 直 哉 〃 (兼) 島 崎 航 (兼務発令)
--	--

〃 (兼) 水 城 真那花 第 1 2 刑事部 (租税部) (毎日) 裁 判 官 三 村 三 緒 〃 中 井 太 朗 <u>(高松高裁へ)</u> 〃 鈴 木 真理子 (中略) 第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日) 裁 判 官 大 森 直 子 〃 倉 成 章 <u>(第 1 0 刑事部へ)</u> 〃 大 川 未 来 第 1 5 刑事部 (普通部) (毎日) 裁 判 官 末 弘 陽 一 <u>(大阪高裁へ)</u> 〃 深 見 翼 〃 南 うらら 〃 堀 田 ら な (中略) 第 4 編 支 部 第 1 章 堺 支 部 (裁判官の配置) 第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第 1 民事部 A 裁 判 官 横 田 昌 紀 〃 真 田 尚 美 <u>(大阪高裁へ)</u> 〃 (兼) 大 寄 悦 加	〃 (兼) 水 城 真那花 第 1 2 刑事部 (租税部) (毎日) 裁 判 官 三 村 三 緒 〃 藤 根 桃 世 <u>(名古屋地裁から)</u> 〃 鈴 木 真理子 〃 根 間 玄 実 <u>(第 1 8 民事部から)</u> (中略) 第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日) 裁 判 官 大 森 直 子 〃 荒 井 智 也 <u>(高松高裁から)</u> 〃 大 川 未 来 第 1 5 刑事部 (普通部) (毎日) 裁 判 官 久 禮 博 一 <u>(名古屋地裁から)</u> 〃 深 見 翼 〃 南 うらら 〃 堀 田 ら な (中略) 第 4 編 支 部 第 1 章 堺 支 部 (裁判官の配置) 第 2 4 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。 第 1 民事部 A 裁 判 官 横 田 昌 紀 〃 (兼) 大 寄 悦 加 〃 西 尾 信 員 <u>(名古屋地裁から)</u> 〃 楠 真由子
---	---

第1民事部B 〃 一 花 有香里 〃 (兼) 山 田 裕 章 <u>(兼務解消)</u> 〃 丹 治 雅 文 裁 判 官 (兼) 桑 原 直 子 〃 (兼) 真 田 尚 美 <u>(兼務解消)</u> 〃 大 寄 悦 加 〃 (兼) 山 崎 岳 志 〃 山 田 裕 章 <u>(徳島家裁へ)</u> 〃 (兼) 一 花 有香里 〃 山 口 愛 子 <u>(堺支部第1民事部Aへ)</u> 〃 (兼) 嶋 村 弥 寿 〃 (兼) 丹 治 雅 文 第1民事部C 裁 判 官 (兼) 横 田 昌 紀 〃 山 本 正 道 〃 佐 藤 克 則	<u>(堺支部第1民事部Cから)</u> 〃 一 花 有香里 〃 山 口 愛 子 <u>(堺支部第1民事部Bから)</u> 〃 丹 治 雅 文 第1民事部B 裁 判 官 (兼) 横 田 昌 紀 <u>(兼務発令)</u> 裁 判 官 (兼) 桑 原 直 子 〃 (兼) 山 本 正 道 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 佐 藤 克 則 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 武 田 正 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 栗 原 保 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 塚 田 奈 保 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 吉 澤 暁 子 <u>(兼務発令)</u> 〃 大 寄 悦 加 〃 (兼) 西 尾 信 員 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 山 崎 岳 志 〃 (兼) 井 谷 喬 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 一 花 有香里 〃 (兼) 嶋 村 弥 寿 〃 (兼) 内 藤 百 子 <u>(兼務発令)</u> 〃 (兼) 丹 治 雅 文 〃 (兼) 林 信 吾 <u>(兼務発令)</u> 第1民事部C 裁 判 官 (兼) 横 田 昌 紀 〃 山 本 正 道 〃 佐 藤 克 則
---	---

" 塚 田 奈 保 " 吉 澤 暁 子 " <u>楠 真由子</u> <u>(堺支部第1民事部Aへ)</u> " 中 村 公 大 " (兼) 山 口 愛 子 " (兼) 嶋 村 弥 寿 <u>(兼務解消)</u> " (兼) 丹 治 雅 文 第2民事部 裁 判 官 桑 原 直 子 " 山 崎 岳 志 " <u>嶋 村 弥 寿</u> <u>(堺支部第1刑事部へ)</u> 第1刑事部 裁 判 官 <u>藤 原 美弥子</u> <u>(大阪高裁へ)</u> " <u>今 野 藍</u> <u>(東京地裁へ)</u> " <u>清 水 瑛 夫</u> <u>(仙台法務局へ)</u> 第2刑事部 裁 判 官 武 田 正 " 井 谷 喬 " <u>橋 本 泰 一</u> <u>(堺支部第1刑事部へ)</u> (中略) 第2章 岸 和 田 支 部 (裁判事務の分配) 第28条 岸和田支部における裁判事務の分配 は、次のとおりとする。 (中略)	" 塚 田 奈 保 " 吉 澤 暁 子 " 中 村 公 大 " <u>内 藤 百 子</u> <u>(東京地裁から)</u> " (兼) 山 口 愛 子 " (兼) 丹 治 雅 文 " (兼) 林 信 吾 <u>(兼務発令)</u> 第2民事部 裁 判 官 桑 原 直 子 " 山 崎 岳 志 " <u>林 信 吾</u> <u>(東京地裁から)</u> 第1刑事部 裁 判 官 <u>栗 原 保</u> <u>(大阪高裁から)</u> " <u>嶋 村 弥 寿</u> <u>(堺支部第2民事部から)</u> " <u>橋 本 泰 一</u> <u>(堺支部第2刑事部から)</u> 第2刑事部 裁 判 官 武 田 正 " 井 谷 喬 " <u>高 岡 遼 大</u> <u>(東京地裁から)</u> (中略) 第2章 岸 和 田 支 部 (裁判事務の分配) 第28条 岸和田支部における裁判事務の分配 は、次のとおりとする。 (中略)
---	---

<u>裁 判 官</u> <u>吉 田 真 紀</u> 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事 件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条 第1項若しくは第2項の申立てを受けた 地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の 1 更生保護法第52条第6項の規定による 特別遵守事項の設定又は変更に関する求 意見に係る事務の2分の1 <u>同時廃止事件を除く破産事件の全部</u> <u>小規模個人再生事件及び給与所得者等再 生事件を除く再生事件の全部</u> <u>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算 事件の全部</u> 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得 事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律第4章に定める保護命令 申立事件、保護命令の効力停止の申立事件 及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2 分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。） (中略)	<u>裁 判 官</u> <u>金 川 誠</u> <u>(神戸地裁から)</u> 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の 2分の1 第1回公判期日前の勾留に関する処分事 件の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条 第1項若しくは第2項の申立てを受けた 地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の 1 更生保護法第52条第6項の規定による 特別遵守事項の設定又は変更に関する求 意見に係る事務の2分の1 配当事件を除く債権執行事件の全部 財産開示事件及び第三者からの情報取得 事件の3分の2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律第4章に定める保護命令 申立事件、保護命令の効力停止の申立事件 及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2 分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。） (中略)
<u>裁 判 官</u> <u>水 口 美 弥</u> <u>(東京地裁へ)</u> 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の9	<u>裁 判 官</u> <u>吉 田 真 紀</u> 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 31分の9 <u>同時廃止事件を除く破産事件の全部</u> <u>小規模個人再生事件及び給与所得者等再 生事件を除く再生事件の全部</u> <u>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算 事件の全部</u>

民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の2 （中略） （第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項） 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 <table><tr><td>第1係（月水金）</td><td>裁判官</td><td>富川 崇</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（舞鶴・宮津簡裁へ）</td></tr><tr><td>第2係（月水金）</td><td>〃</td><td>西森 公治</td></tr><tr><td>第3係（月水金）</td><td>〃</td><td>佐伯 公正</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（東大阪簡裁へ）</td></tr><tr><td>第4係（月火木）</td><td>〃</td><td>松本 隆英</td></tr><tr><td>第5係（月火木）</td><td>〃</td><td>福田 人美</td></tr><tr><td>第6係（月火木）</td><td>〃</td><td>西嶋 一恵</td></tr><tr><td>第7係（月水金）</td><td>〃</td><td>足立 和城</td></tr><tr><td>第8係（木）</td><td>〃</td><td>新屋 眞宏</td></tr><tr><td></td><td>〃</td><td>吉田 隆樹</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（妙寺簡裁へ）</td></tr><tr><td></td><td>〃</td><td>山下 知樹</td></tr></table>	第1係（月水金）	裁判官	富川 崇			（舞鶴・宮津簡裁へ）	第2係（月水金）	〃	西森 公治	第3係（月水金）	〃	佐伯 公正			（東大阪簡裁へ）	第4係（月火木）	〃	松本 隆英	第5係（月火木）	〃	福田 人美	第6係（月火木）	〃	西嶋 一恵	第7係（月水金）	〃	足立 和城	第8係（木）	〃	新屋 眞宏		〃	吉田 隆樹			（妙寺簡裁へ）		〃	山下 知樹	民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の2 （中略） （第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項） 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 第1 民事公判係 <table><tr><td>第1係（月水金）</td><td>裁判官</td><td>高田 禎子</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（令状係から）</td></tr><tr><td>第2係（月水金）</td><td>〃</td><td>西森 公治</td></tr><tr><td>第3係（月水金）</td><td>〃</td><td>大西 光</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（令状係から）</td></tr><tr><td>第4係（月火木）</td><td>〃</td><td>松本 隆英</td></tr><tr><td>第5係（月火木）</td><td>〃</td><td>福田 人美</td></tr><tr><td>第6係（月火木）</td><td>〃</td><td>西嶋 一恵</td></tr><tr><td></td><td>〃</td><td>久永 利恵子</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（民事公判8係から）</td></tr><tr><td>第7係（月水金）</td><td>〃</td><td>足立 和城</td></tr><tr><td>第8係（木）</td><td>〃</td><td>新屋 眞宏</td></tr><tr><td></td><td>〃</td><td>山田 正人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（東大阪簡裁から）</td></tr></table>	第1係（月水金）	裁判官	高田 禎子			（令状係から）	第2係（月水金）	〃	西森 公治	第3係（月水金）	〃	大西 光			（令状係から）	第4係（月火木）	〃	松本 隆英	第5係（月火木）	〃	福田 人美	第6係（月火木）	〃	西嶋 一恵		〃	久永 利恵子			（民事公判8係から）	第7係（月水金）	〃	足立 和城	第8係（木）	〃	新屋 眞宏		〃	山田 正人			（東大阪簡裁から）
第1係（月水金）	裁判官	富川 崇																																																																																
		（舞鶴・宮津簡裁へ）																																																																																
第2係（月水金）	〃	西森 公治																																																																																
第3係（月水金）	〃	佐伯 公正																																																																																
		（東大阪簡裁へ）																																																																																
第4係（月火木）	〃	松本 隆英																																																																																
第5係（月火木）	〃	福田 人美																																																																																
第6係（月火木）	〃	西嶋 一恵																																																																																
第7係（月水金）	〃	足立 和城																																																																																
第8係（木）	〃	新屋 眞宏																																																																																
	〃	吉田 隆樹																																																																																
		（妙寺簡裁へ）																																																																																
	〃	山下 知樹																																																																																
第1係（月水金）	裁判官	高田 禎子																																																																																
		（令状係から）																																																																																
第2係（月水金）	〃	西森 公治																																																																																
第3係（月水金）	〃	大西 光																																																																																
		（令状係から）																																																																																
第4係（月火木）	〃	松本 隆英																																																																																
第5係（月火木）	〃	福田 人美																																																																																
第6係（月火木）	〃	西嶋 一恵																																																																																
	〃	久永 利恵子																																																																																
		（民事公判8係から）																																																																																
第7係（月水金）	〃	足立 和城																																																																																
第8係（木）	〃	新屋 眞宏																																																																																
	〃	山田 正人																																																																																
		（東大阪簡裁から）																																																																																

	<u>(令状係へ)</u>		
	〃 <u>西 川 潤</u>		
	<u>(民事公判14係へ)</u>		
	〃 <u>久 永 利恵子</u>		
	<u>(民事公判6係へ)</u>		
第9係 (水金)	〃 <u>神 谷 義 彦</u>	第9係 (水金)	〃 <u>神 谷 義 彦</u>
	〃 <u>(兼) 太 田 朝 陽</u>		〃 <u>吉 田 進</u>
	<u>(兼務解消)</u>		<u>(葛城・五條・宇陀簡裁から)</u>
第10係 (月火木)	〃 <u>土 井 久 志</u>	第10係 (月火木)	〃 <u>土 井 久 志</u>
第11係 (月水金)	〃 <u>丸 橋 俊 幸</u>	第11係 (月水金)	〃 <u>太 田 朝 陽</u>
	<u>(木津簡裁へ)</u>		<u>(民事特殊係から)</u>
第12係 (月火木)	〃 <u>伊 葉 匡 功</u>	第12係 (月火木)	〃 <u>伊 葉 匡 功</u>
			〃 <u>藤 田 敏 之</u>
			<u>(西宮簡裁から)</u>
第13係 (月水金)	〃 <u>東 山 裕 実</u>	第13係 (月水金)	〃 <u>東 山 裕 実</u>
			〃 <u>松 尾 真 一</u>
			<u>(姫路簡裁から)</u>
第14係 (月火木)	〃 <u>西 前 行 雄</u>	第14係 (月火木)	〃 <u>西 前 行 雄</u>
			〃 <u>西 川 潤</u>
			<u>(民事公判8係から)</u>
第15係 (月火木)	〃 <u>岩 本 直 樹</u>	第15係 (月火木)	〃 <u>岩 本 直 樹</u>
第16係 (月水金)	〃 <u>内 藤 智 機</u>	第16係 (月水金)	〃 <u>木 花 弘</u>
	<u>(民事特殊係へ)</u>		<u>(民事特殊係から)</u>
第17係 (月火木)	〃 <u>中 村 浩 之</u>	第17係 (月火木)	〃 <u>宇都宮 庫 敏</u>
	<u>(大阪池田簡裁へ)</u>		<u>(伊丹簡裁から)</u>
第18係 (月水金)	〃 <u>伊 藤 雅 之</u>	第18係 (月水金)	〃 <u>伊 藤 雅 之</u>
第21係 (月水金)	〃 <u>長谷川 卓 司</u>	第21係 (月水金)	〃 <u>長谷川 卓 司</u>
			〃 <u>岩 川 昇</u>
			<u>(令状係から)</u>
第22係 (月火木)	〃 <u>谷 政 葉 子</u>	第22係 (月火木)	〃 <u>谷 政 葉 子</u>
第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)	裁判官 (兼) <u>松 永 栄 治</u>	第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促保全、非訟等) (毎日)	裁判官 (兼) <u>松 永 栄 治</u>
	〃 <u>田 中 俊 次</u>		〃 <u>田 中 俊 次</u>
	〃 <u>太 田 朝 陽</u>		〃 <u>内 藤 智 機</u>
	<u>(民事公判11係へ)</u>		<u>(民事公判16係から)</u>
	〃 <u>木 花 弘</u>		〃 <u>藤 本 憲 司</u>
	<u>(民事公判16係へ)</u>		<u>(倉吉簡裁から)</u>
			〃 <u>三 瀬 英 祐</u>

					(佐野簡裁から)
				"	<u>濱 田 竜 也</u>
					(妙寺簡裁から)
		"	村 田 昌 三	"	村 田 昌 三
		"	小 川 親 治	"	小 川 親 治
		"	(兼) 中 村 浩 之	"	(兼) 宇都宮 庫 敏
			(兼務解消)		(兼務発令)
		"	(兼) 伊 藤 雅 之	"	(兼) 伊 藤 雅 之
		"	(兼) 池 尻 修 三	"	(兼) 池 尻 修 三
第3 調停係 (毎日)				第3 調停係 (毎日)	
第1係	裁判官	小 西 義 博	第1係	裁判官	小 西 義 博
	"	<u>宮 川 隆</u>		"	<u>巽 信 裕</u>
		(今治・西条簡裁へ)			(京都簡裁から)
第2係	"	岸 本 将 嗣	第2係	"	岸 本 将 嗣
第3係	"	矢 野 靖 人	第3係	"	矢 野 靖 人
第4係	"	山 田 誠	第4係	"	山 田 誠
第5係	"	<u>今 田 勝 己</u>	第5係	"	<u>伊 藤 知 広</u>
		(葛城・五條・宇陀簡裁へ)			(京都簡裁から)
(中略)			(中略)		
第5 略式係 (毎日)			第5 略式係 (毎日)		
(1) 普通略式係	裁判官	畑 村 章 夫	(1) 普通略式係	裁判官	畑 村 章 夫
	"	(兼) 樋 口 裕 晃		"	(兼) 樋 口 裕 晃
	"	(兼) 岩 川 昇		"	(兼) 水 嶋 正 博
		(兼務解消)			(兼務発令)
	"	(兼) 高 田 禎 子		"	(兼) 佐 伯 美 保
		(兼務解消)			(兼務発令)
	"	(兼) 大 西 光		"	(兼) 林 誠治郎
		(兼務解消)			(兼務発令)
	"	(兼) 嶋 村 修 士		"	(兼) 嶋 村 修 士
	"	(兼) 岩 本 照 章		"	(兼) 山 下 知 樹
		(兼務解消)			(兼務発令)
(2) 交通即決略式係			(2) 交通即決略式係		
	裁判官	池 尻 修 三		裁判官	池 尻 修 三
	"	<u>阿 部 昭 彦</u>		"	(兼) 藤 本 憲 司
		(津島簡裁へ)			(兼務発令)
第6 令状係 (毎日)			第6 令状係 (毎日)		
	裁判官 (兼)	渡 部 市 郎		裁判官 (兼)	渡 部 市 郎
	"	(兼) 三 澤 節 史		"	(兼) 倉 成 章

<u>(兼務解消)</u> 〃 <u>(兼) 立 仙 早 矢</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 <u>(兼) 新 納 亜 美</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 <u>(兼) 比 舍 昌 志</u> 〃 <u>(兼) 吉 田 開</u> 〃 <u>(兼) 六 郷 和 紀</u> 〃 <u>(兼) 小西池 将</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 <u>岩 川 昇</u> <u>(民事公判2 1係へ)</u> 〃 <u>高 田 禎 子</u> <u>(民事公判1係へ)</u> 〃 <u>大 西 光</u> <u>(民事公判3係へ)</u> 〃 <u>嶋 村 修 士</u> 〃 <u>岩 本 照 章</u> <u>(御坊・田辺支部へ)</u> 〃 <u>(兼) 畑 村 章 夫</u> 〃 <u>(兼) 樋 口 裕 晃</u> 第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第4 3条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) <u>裁 判 官 保 田 将 司</u> <u>(依願退官)</u> 民事訴訟事件の5分の2 民事少額訴訟事件の5分の2 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 2	<u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼) 佐 藤 惇</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼) 池 上 恒 太</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼) 田 中 大 地</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼) 比 舍 昌 志</u> 〃 <u>(兼) 吉 田 開</u> 〃 <u>(兼) 六 郷 和 紀</u> 〃 <u>(兼) 吉 田 純</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>(兼) 堀 田 ら な</u> <u>(兼務発令)</u> 〃 <u>水 嶋 正 博</u> <u>(御坊・田辺簡裁から)</u> 〃 <u>佐 伯 美 保</u> <u>(木津簡裁から)</u> 〃 <u>林 誠治郎</u> <u>(津島簡裁から)</u> 〃 <u>嶋 村 修 士</u> 〃 <u>山 下 知 樹</u> <u>(民事公判8係から)</u> 〃 <u>(兼) 畑 村 章 夫</u> 〃 <u>(兼) 樋 口 裕 晃</u> 第2章 堺簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第4 3条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) <u>裁 判 官 (代行) 東 山 裕 実</u> <u>(職務代行発令)</u> 民事訴訟事件の5分の2 民事少額訴訟事件の5分の2 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の2 2
--	---

督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 即決和解事件の2分の1 民事過料事件 民事保全事件の5分の3 民事雑事件の5分の2 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。） 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件 刑事雑事件の5分の2 <u>裁判官(代行) 藤 田 大 生</u> (職務代行解消) 民事訴訟事件の5分の1 民事少額訴訟事件の5分の1 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の1 民事雑事件の5分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1 刑事雑事件の5分の1 (中略) <u>裁判官(代行) 三 瀬 英 祐</u> (職務代行解消) 民事調停事件の2分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の2分の1 <u>裁判官(兼) 一 花 有 香 里</u> (兼務解消)	督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 即決和解事件の2分の1 民事過料事件 民事保全事件の5分の3 民事雑事件の5分の2 刑事公判事件 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。） 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件 刑事雑事件の5分の2 <u>裁判官(代行) 中 村 浩 之</u> (職務代行発令) 民事訴訟事件の5分の1 民事少額訴訟事件の5分の1 少額訴訟債権執行に関する事件の5分の1 民事雑事件の5分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1 刑事雑事件の5分の1 (中略) <u>裁判官(代行) 星 野 充 広</u> (職務代行発令) 民事調停事件の2分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の5分の1 交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件及び刑事略式命令事件（待命）を除く刑事略式命令事件の2分の1 <u>裁判官(兼) 西 尾 信 員</u> (兼務発令)
--	--

民事保全異議及び取消事件 (中略) 第 3 章 岸和田簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第 4 7 条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 辰 巳 晃</u> (京都簡裁へ) 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 5 分の 3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件 少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 (中略) 第 4 章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次	民事保全異議及び取消事件 (中略) 第 3 章 岸和田簡易裁判所 (裁判事務の分配) 第 4 7 条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 久留島 群 一</u> (任簡判) 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の 5 分の 3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件 少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 (中略) 第 4 章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次
--	--

のとおりとする。 (1) 大阪池田簡易裁判所 <u>裁 判 官 藤 田 大 生</u> (春日井簡裁へ) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他 の刑事事件 <u>裁 判 官 (代行) 大 西 光</u> (職務代行解消) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (2) 豊中簡易裁判所 (中略) <u>裁 判 官 (代行) 岩 川 昇</u> (職務代行解消) 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (3) 吹田簡易裁判所 (中略) <u>裁 判 官 (代行) 高 田 禎 子</u> (職務代行解消) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略) (5) 東大阪簡易裁判所 <u>裁 判 官 山 田 正 人</u>	のとおりとする。 (1) 大阪池田簡易裁判所 <u>裁 判 官 中 村 浩 之</u> (大阪簡裁から) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他 の刑事事件 <u>裁 判 官 (代行) 林 誠治郎</u> (職務代行発令) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (2) 豊中簡易裁判所 (中略) <u>裁 判 官 (代行) 水 嶋 正 博</u> (職務代行発令) 山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (3) 吹田簡易裁判所 (中略) <u>裁 判 官 (代行) 佐 伯 美 保</u> (職務代行発令) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略) (5) 東大阪簡易裁判所 <u>裁 判 官 藤 田 康 夫</u>
---	---

<u>(大阪簡裁へ)</u> 民事事件の2分の1 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 <u>裁 判 官 藤 田 康 夫</u> 民事事件の2分の1 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 (6) 枚方簡易裁判所 <u>裁 判 官 齋 藤 正 人</u> <u>(京都簡裁へ)</u> 民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 <u>裁 判 官 岡 田 幹 雄</u> <u>(京都簡裁へ)</u> 民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1 (中略)	民事事件の2分の1 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 <u>裁 判 官 佐 伯 公 正</u> <u>(大阪簡裁から)</u> 民事事件の2分の1 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 (6) 枚方簡易裁判所 <u>裁 判 官 石 川 恭 司</u> <u>(任簡判)</u> 民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分 の1 <u>裁 判 官 渡 邊 眞 司</u> <u>(京都簡裁から)</u> 民事訴訟事件の3分の1 民事少額訴訟事件の2分の1 民事調停事件の2分の1 民事過料事件の2分の1 民事保全事件の2分の1 令状事件の5分の2 刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1 刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1 (中略)
--	--

(9) 佐野簡易裁判所 <u>裁 判 官 三 瀬 英 祐</u> (大阪簡裁へ) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁 判 官 (代行) 辰 巳 晃</u> (職務代行解消) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第 5 4 条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 (中略) 2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 裁 判 官 桑 原 直 子 第 2 順位 裁 判 官 藤 原 美 弥 子 第 3 順位 裁 判 官 武 田 正 (中略) 6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 裁 判 官 長 井 秀 典 第 2 順位 裁 判 官 保 田 将 司 7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理す	(9) 佐野簡易裁判所 <u>裁 判 官 星 野 充 広</u> (尼崎簡裁から) 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 <u>裁 判 官 (代行) 久留島 群 一</u> (職務代行発令) 刑事正式裁判事件 (公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第 5 4 条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 (中略) 2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 裁 判 官 桑 原 直 子 第 2 順位 裁 判 官 武 田 正 第 3 順位 裁 判 官 栗 原 保 (中略) 6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 裁 判 官 長 井 秀 典 7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理す
--	---

る裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 辰 巳 晃</u> 8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 藤 田 康 夫</u> 9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 岡 田 幹 雄</u> (中略)	る裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 久留島 群 一</u> 8 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 佐 伯 公 正</u> 9 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>裁 判 官 渡 邊 眞 司</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>
---	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和 8 年 3 月 23 日諮問)

(令和 8 年 4 月 1 日実施)

現 行	変 更 後
第 2 編 本 庁 民 事 部	第 2 編 本 庁 民 事 部
第 1 章 通 則	第 1 章 通 則
(中略)	(中略)
(定義)	(定義)
第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。	第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。
(中略)	(中略)
(17) 調停・ <u>借地非訟</u> に関する事件	(17) 調停・ <u>借地非訟等</u> に関する事件
(中略)	(中略)
エ <u>罹災都市借地借家臨時処理法</u> 又は <u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法</u> による非訟事件	エ <u>大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法</u> 又は <u>接收不動産に関する借地借家臨時処理法</u> による非訟事件
	オ <u>非訟事件手続法第 3 編第 1 章及び第 2 章に規定する事件、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に規定する非訟事件及び建物の区分所有等に関する法律第 4 章に規定する非訟事件</u>
(中略)	(中略)
第 2 章 裁 判 事 務 の 分 配	第 2 章 裁 判 事 務 の 分 配
(事件の配付等)	(事件の配付等)
第 6 条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。	第 6 条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。

(中略) (9) 知的財産事件は、<u>第21部及び第26部(知的財産権部)</u>に順次 (中略) (11) 建築関係事件、調停・<u>借地非訟</u>に関する事件並びに民事調停法及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の各規定による過料事件は、第10部(建築・調停部) (中略) (第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項)別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第21民事部(知的財産権部) <u>(火木)</u> <table border="0"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>松 川 充 康</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小 野 健</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 西 尾 太 一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>横 井 真由美</td> </tr> </table> (中略) 第26民事部(知的財産権部) <u>(月木)</u> <table border="0"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>水 野 正 則</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 小 野 健</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>西 尾 太 一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 横 井 真由美</td> </tr> </table> (中略)	裁 判 官	松 川 充 康	〃	小 野 健	〃	(兼) 西 尾 太 一	〃	横 井 真由美	裁 判 官	水 野 正 則	〃	(兼) 小 野 健	〃	西 尾 太 一	〃	(兼) 横 井 真由美	(中略) (9) 知的財産事件は、<u>第21部(知的財産権部)に5分の2、第26部(知的財産権部)に5分の3の割合で順次</u> (中略) (11) 建築関係事件、調停・<u>借地非訟等</u>に関する事件並びに民事調停法及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の各規定による過料事件は、第10部(建築・調停部) (中略) (第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項)別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第21民事部(知的財産権部) <u>(月火木)</u> <table border="0"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>松 川 充 康</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小 野 健</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 西 尾 太 一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>横 井 真由美</td> </tr> </table> (中略) 第26民事部(知的財産権部) <u>(月火木)</u> <table border="0"> <tr> <td>裁 判 官</td> <td>水 野 正 則</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 小 野 健</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>西 尾 太 一</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 横 井 真由美</td> </tr> </table> (中略)	裁 判 官	松 川 充 康	〃	小 野 健	〃	(兼) 西 尾 太 一	〃	横 井 真由美	裁 判 官	水 野 正 則	〃	(兼) 小 野 健	〃	西 尾 太 一	〃	(兼) 横 井 真由美
裁 判 官	松 川 充 康																																
〃	小 野 健																																
〃	(兼) 西 尾 太 一																																
〃	横 井 真由美																																
裁 判 官	水 野 正 則																																
〃	(兼) 小 野 健																																
〃	西 尾 太 一																																
〃	(兼) 横 井 真由美																																
裁 判 官	松 川 充 康																																
〃	小 野 健																																
〃	(兼) 西 尾 太 一																																
〃	横 井 真由美																																
裁 判 官	水 野 正 則																																
〃	(兼) 小 野 健																																
〃	西 尾 太 一																																
〃	(兼) 横 井 真由美																																

(第3編 (本庁刑事部) 第3章第23条第1号)
別表4

刑 事 各 部 の 代 理 関 係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第6部	第3部	第8部
第2部	第3部	第8部	第6部
第3部	第2部	第7部	第1部
第5部	<u>第15部</u>	<u>第14部</u>	<u>第12部</u>
第6部	第1部	第2部	第7部
第7部	第8部	第6部	第3部
第8部	第7部	第1部	第2部
第12部	第13部	<u>第15部</u>	第14部
第13部	<u>第12部</u>	<u>第15部</u>	<u>第5部</u>
第14部	第15部	第5部	<u>第13部</u>
第15部	<u>第5部</u>	<u>第14部</u>	<u>第12部</u>

(中略)

第 4 編 支 部

第1章 堺 支 部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

(中略)

第1民事部B

裁 判 官	(兼) 横 田 昌 紀
〃	(兼) 桑 原 直 子
〃	(兼) 山 本 正 道
〃	(兼) 佐 藤 克 則
〃	(兼) 武 田 正
〃	(兼) 栗 原 保
〃	(兼) 塚 田 奈 保
〃	(兼) 吉 澤 暁 子
〃	大 寄 悦 加

(第3編 (本庁刑事部) 第3章第23条第1号)
別表4

刑 事 各 部 の 代 理 関 係

代理部各部	第1順位	第2順位	第3順位
第1部	第6部	第3部	第8部
第2部	第3部	第8部	第6部
第3部	第2部	第7部	第1部
第5部	<u>第12部</u>	<u>第13部</u>	<u>第15部</u>
第6部	第1部	第2部	第7部
第7部	第8部	第6部	第3部
第8部	第7部	第1部	第2部
第12部	第13部	<u>第5部</u>	第14部
第13部	<u>第5部</u>	<u>第12部</u>	<u>第15部</u>
第14部	第15部	第5部	<u>第12部</u>
第15部	<u>第14部</u>	<u>第12部</u>	<u>第13部</u>

(中略)

第 4 編 支 部

第1章 堺 支 部

(裁判官の配置)

第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。

(中略)

第1民事部B

裁 判 官	(兼) 横 田 昌 紀
〃	(兼) 桑 原 直 子
〃	(兼) 山 本 正 道
〃	(兼) 佐 藤 克 則
〃	(兼) 武 田 正
〃	(兼) 栗 原 保
〃	(兼) 塚 田 奈 保
〃	(兼) 吉 澤 暁 子
〃	大 寄 悦 加

〃 (兼) 西 尾 信 員 〃 (兼) 山 崎 岳 志 〃 (兼) 井 谷 喬 〃 (兼) 一 花 有香里 〃 (兼) 嶋 村 弥 寿 〃 (兼) 内 藤 百 子 〃 (兼) 丹 治 雅 文 〃 (兼) 林 信 吾 (中略) (裁判事務の分配) 第 2 5 条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) (2) 民事訴訟事件及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件は、<u>第 1 民事部 A に 5 分の 3、第 2 民事部に 5 分の 2 の割合</u>で、順次配付する。 第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所 第 4 章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) (2) 豊中簡易裁判所 裁 判 官 山 本 泰 博 民事事件	〃 (兼) 西 尾 信 員 〃 (兼) 楠 真由子 (兼務発令) 〃 (兼) 山 崎 岳 志 〃 (兼) 井 谷 喬 〃 (兼) 一 花 有香里 〃 (兼) 嶋 村 弥 寿 〃 (兼) 内 藤 百 子 〃 (兼) 丹 治 雅 文 〃 (兼) 林 信 吾 (中略) (裁判事務の分配) 第 2 5 条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) (2) 民事訴訟事件及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件は、<u>第 1 民事部 A に 1 0 0 分の 6 3、第 2 民事部に 1 0 0 分の 3 7 の割合</u>で、順次配付する。 第 5 編 管 内 簡 易 裁 判 所 第 4 章 その他の簡易裁判所 (裁判官の配置及び事務の分配) 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。 (中略) (2) 豊中簡易裁判所 裁 判 官 山 本 泰 博 民事事件
---	--

<u>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</u> 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁 判 官（代行）水 嶋 正 博 <u>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に対する刑事正式裁判事件</u> 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 （中略）	代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件 裁 判 官（代行）水 嶋 正 博 <u>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。）</u> 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件 （中略） 附 則 <u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>
--	--

(別紙)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更 (案)

(令和8年3月27日諮問)

(令和8年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第4民事部 (商事部) (火水木金)	第4民事部 (商事部) (火水木金)
裁 判 官 松阿彌 隆	裁 判 官 松阿彌 隆
	〃 (兼) 谷 口 哲 也
	(兼務発令)
〃 高 原 大 輔	〃 高 原 大 輔
〃 藤 本 敬 太	〃 藤 本 敬 太
〃 白 石 大 樹	〃 白 石 大 樹
(中略)	(中略)
第7民事部 (租税・行政部) (月火木金)	第7民事部 (租税・行政部) (月火木金)
裁 判 官 荒 谷 謙 介	裁 判 官 荒 谷 謙 介
	〃 (兼) 徳 地 淳
	(兼務発令)
〃 三 木 裕 之	〃 三 木 裕 之
〃 中 村 雅 人	〃 中 村 雅 人
〃 奥 田 紗 永	〃 奥 田 紗 永
(中略)	(中略)
第9民事部 (普通部) (火水木金)	第9民事部 (普通部) (火水木金)
裁 判 官 世 森 亮 次	裁 判 官 世 森 亮 次
	〃 (代行) 達 野 ゆ き
	(職務代行発令)
〃 石 本 恵	〃 石 本 恵
〃 角 田 裕 紀	〃 角 田 裕 紀
〃 近 藤 友 貴	〃 近 藤 友 貴

(中略) 第13民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 徳 地 淳 〃 西 村 甲 児 〃 井 上 結 美 子 〃 田 島 花 菜 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 〃 松 浪 聖 一 〃 松 本 幸 奈 〃 中 野 綾 香 〃 名 倉 亨 (中略) 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 山 本 拓 〃 坂 本 雅 史 〃 古 市 賢 吾 〃 (兼) 川 崎 陽 (中略) 第22民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 松 本 展 幸 〃 村 瀬 洋 朗 〃 峯 健一郎 〃 (兼) 大 川 未 来 (中略)	(中略) 第13民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 徳 地 淳 〃 (代行) 成 田 晋 司 〃 (職務代行発令) 〃 西 村 甲 児 〃 井 上 結 美 子 〃 田 島 花 菜 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 〃 松 浪 聖 一 〃 松 本 幸 奈 〃 (兼) 藤 崎 彩 菜 〃 (兼務発令) 〃 中 野 綾 香 〃 名 倉 亨 (中略) 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 山 本 拓 〃 坂 本 雅 史 〃 古 市 賢 吾 〃 (兼) 山 下 栞 菜 〃 (兼務発令) 〃 (兼) 川 崎 陽 (中略) 第22民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 松 本 展 幸 〃 村 瀬 洋 朗 〃 (代行) 寺 田 幸 平 〃 (職務代行発令) 〃 峯 健一郎 〃 (兼) 大 川 未 来 (中略)
--	--

第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 寺垣孝彦 ” 佐藤文子 ” 秦卓義 ” 村田幸生 （第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 加藤陽 ” 島崎航 ” 水城真那花 （中略） 第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 三輪篤志 ” 堀河民与 ” 鈴木紫門 ” 清水康平 （中略） 第14刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 大森直子 ” 荒井智也 ” 大川未来	第24民事部（普通部）（月火木金） 裁判官 寺垣孝彦 ” 佐藤文子 ” <u>（代行）山中耕一</u> <u>（職務代行発令）</u> ” 秦卓義 ” 村田幸生 （第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 加藤陽 ” 島崎航 ” <u>（代行）高橋俊介</u> <u>（職務代行発令）</u> ” 水城真那花 （中略） 第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 三輪篤志 ” 堀河民与 ” 鈴木紫門 ” <u>（代行）田崎里歩</u> <u>（職務代行発令）</u> ” 清水康平 （中略） 第14刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 大森直子 ” <u>（兼）倉成章</u> <u>（兼務発令）</u> ” 荒井智也 ” 大川未来
---	---

(中略)	(中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>
------	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 3 月 3 1 日諮問）

（令和 8 年 4 月 1 日実施）

現 行	変 更 後
（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1	（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
（中略）	（中略）
第 2 6 民事部（知的財産権部）（月火木）	第 2 6 民事部（知的財産権部）（月火木）
裁 判 官 水 野 正 則	裁 判 官 水 野 正 則
	〃 （兼）松阿彌 隆
	（兼務発令）
〃 （兼）小 野 健	〃 （兼）小 野 健
〃 西 尾 太 一	〃 西 尾 太 一
〃 （兼）横 井 真由美	〃 （兼）横 井 真由美
（中略）	（中略）
	附 則
	<u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年3月16日諮問）

（令和8年4月7日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁 判 官 松 永 栄 治 (第4刑事部へ)	裁 判 官 横 田 典 子 (第2民事部から)
〃 斗 谷 匡 志	〃 斗 谷 匡 志
〃 山 中 洋 美	〃 山 中 洋 美
〃 前 田 早 織	〃 前 田 早 織
〃 藤 崎 彩 菜	〃 藤 崎 彩 菜
〃 佐 藤 克 郎	〃 佐 藤 克 郎
〃 大 島 眞 美	〃 大 島 眞 美
〃 吉 澤 孝	〃 吉 澤 孝
〃 北 岡 佑 太	〃 北 岡 佑 太
〃 枚 田 雅 樹	〃 枚 田 雅 樹
第2民事部（租税・行政部）（月火水金）	第2民事部（租税・行政部）（月火水金）
裁 判 官 横 田 典 子 (第1民事部へ)	裁 判 官 山 本 拓 (第16民事部から)
〃 宮 崎 陽 介	〃 (兼) 横 田 典 子 (兼務発令)
〃 (兼) 三 木 裕 之	〃 宮 崎 陽 介
〃 藤 村 享 司	〃 (兼) 三 木 裕 之
(中略)	〃 藤 村 享 司
第16民事部（普通部）（月水木金）	(中略)
裁 判 官 山 本 拓 (第2民事部へ)	第16民事部（普通部）（月水木金）
〃 坂 本 雅 史	裁 判 官 後 藤 誠 (大阪高裁から)
〃 古 市 賢 吾	〃 (兼) 山 本 拓 (兼務発令)
〃 (兼) 川 崎 陽	〃 坂 本 雅 史
	〃 古 市 賢 吾
	〃 (兼) 川 崎 陽

(中略) (第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第4刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>井上直哉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(広島地裁へ)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) 第9刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 井上直哉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務解消)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) 第11刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 井上直哉</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務解消)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) (第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	裁判官	井上直哉		(広島地裁へ)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花	裁判官	(兼) 井上直哉		(兼務解消)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花	裁判官	(兼) 井上直哉		(兼務解消)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花	(中略) (第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第4刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>松永栄治</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(第1民事部から)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) 第9刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 松永栄治</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務発令)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) 第11刑事部 (普通部) (毎日) <table> <tr> <td>裁判官</td> <td>(兼) 松永栄治</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(兼務発令)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 島崎航</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(兼) 水城真那花</td> </tr> </table> (中略) (第5編 (管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	裁判官	松永栄治		(第1民事部から)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花	裁判官	(兼) 松永栄治		(兼務発令)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花	裁判官	(兼) 松永栄治		(兼務発令)	〃	(兼) 島崎航	〃	(兼) 水城真那花
裁判官	井上直哉																																																
	(広島地裁へ)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																
裁判官	(兼) 井上直哉																																																
	(兼務解消)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																
裁判官	(兼) 井上直哉																																																
	(兼務解消)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																
裁判官	松永栄治																																																
	(第1民事部から)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																
裁判官	(兼) 松永栄治																																																
	(兼務発令)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																
裁判官	(兼) 松永栄治																																																
	(兼務発令)																																																
〃	(兼) 島崎航																																																
〃	(兼) 水城真那花																																																

(中略) 第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促保全、非訟等）（毎日） <u>裁判官（兼）松 永 栄 治</u> <u>（兼務解消）</u> 〃 田 中 俊 次 〃 内 藤 智 機 〃 藤 本 憲 司 〃 三 瀬 英 祐 〃 濱 田 竜 也 〃 村 田 昌 三 〃 小 川 親 治 〃 （兼）宇都宮 庫 敏 〃 （兼）伊 藤 雅 之 〃 （兼）池 尻 修 三 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁 判 官 井 上 直 哉</u> <u>第2順位 裁 判 官 松 永 栄 治</u> <u>第3順位 裁 判 官 渡 部 市 郎</u> (中略)	(中略) 第2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促保全、非訟等）（毎日） <u>裁判官（兼）横 田 典 子</u> <u>（兼務発令）</u> 〃 田 中 俊 次 〃 内 藤 智 機 〃 藤 本 憲 司 〃 三 瀬 英 祐 〃 濱 田 竜 也 〃 村 田 昌 三 〃 小 川 親 治 〃 （兼）宇都宮 庫 敏 〃 （兼）伊 藤 雅 之 〃 （兼）池 尻 修 三 (中略) 第 6 編 司法行政事務の代理順序 (司法行政事務の代理) 第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁 判 官 松 永 栄 治</u> <u>第2順位 裁 判 官 横 田 典 子</u> <u>第3順位 裁 判 官 渡 部 市 郎</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年4月7日から施行する。</u>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年4月30日諮問）

（令和8年5月11日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 " 松 浪 聖 一 " 松 本 幸 奈 " (兼) 藤 崎 彩 菜 (兼務解消) " 中 野 綾 香 " 名 倉 亨 （中略） 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 後 藤 誠 " (兼) 山 本 拓 (兼務解消) " 坂 本 雅 史 " 古 市 賢 吾 " (兼) 山 下 栞 菜 " (兼) 川 崎 陽 （中略） （第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 加 藤 陽 " 島 崎 航	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 " 松 浪 聖 一 " 松 本 幸 奈 " 中 野 綾 香 " 名 倉 亨 （中略） 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 後 藤 誠 " 坂 本 雅 史 " 古 市 賢 吾 " (兼) 山 下 栞 菜 " (兼) 川 崎 陽 （中略） （第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 加 藤 陽 " 島 崎 航

〃 (代行) 高 橋 俊 介 〃 水 城 真那花	〃 (代行) 高 橋 俊 介 〃 水 城 真那花 〃 松 野 有希子 <u>(任補)</u>
第2刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 近 道 暁 郎 〃 富 岡 健 史 〃 新池谷 圭 輝	第2刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 近 道 暁 郎 〃 富 岡 健 史 〃 新池谷 圭 輝 〃 柿 原 久 乃 <u>(任補)</u>
第3刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 後 藤 有 己 〃 中 山 知 〃 善 元 貴 大	第3刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 後 藤 有 己 〃 中 山 知 〃 善 元 貴 大 〃 下 出 大 智 <u>(任補)</u>
(中略) 第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹 〃 新 納 亜 美 〃 加 賀 潮 美	(中略) 第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹 〃 新 納 亜 美 〃 加 賀 潮 美 〃 峯 村 朋 之 <u>(任補)</u>
第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 〃 岡 本 康 博 〃 岩 崎 由莉耶	第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 〃 岡 本 康 博 〃 岩 崎 由莉耶 〃 和 泉 里 奈 <u>(任補)</u>
(中略) 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 〃 倉 成 章 〃 佐 藤 惇 〃 池 上 恒 太	(中略) 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 〃 倉 成 章 〃 佐 藤 惇 〃 池 上 恒 太

" 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " 六 郷 和 紀 <u>(第15刑事部へ)</u> " (兼) 吉 田 純 " (兼) 堀 田 ら な <u>(兼務解消)</u> (中略) 第13刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 荒 木 未 佳 " 水 落 桃 子 " 沼 田 晃 一 " 吉 田 純 第14刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 大 森 直 子 " (兼) 倉 成 章 " 荒 井 智 也 " 大 川 未 来 第15刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 久 禮 博 一 " 深 見 翼 " 南 う ら ら " 堀 田 ら な <u>(第10刑事部へ)</u> (中略)	" 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " <u>(兼) 六 郷 和 紀</u> <u>(兼務発令)</u> " (兼) 吉 田 純 " 堀 田 ら な <u>(第15刑事部から)</u> (中略) 第13刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 荒 木 未 佳 " 水 落 桃 子 " 沼 田 晃 一 " 吉 田 純 " <u>細 山 恵 吾</u> <u>(任補)</u> 第14刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 大 森 直 子 " (兼) 倉 成 章 " 荒 井 智 也 " 大 川 未 来 " <u>神 谷 匠 海</u> <u>(任補)</u> 第15刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 久 禮 博 一 " 深 見 翼 " 南 う ら ら " <u>六 郷 和 紀</u> <u>(第10刑事部から)</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年5月11日から施行する。</u>
---	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年4月30日諮問)

(令和8年5月15日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、 第34条第1項、第35条第1項、第36条、 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、 第34条第1項、第35条第1項、第36条、 第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係 (中略)	第1 民事公判係 (中略)
第8係(木) 〃 <u>新屋真宏</u> <u>(定年退官)</u> 〃 山田正人	第8係(木) 〃 山田正人
(中略)	(中略)
第6編 司法行政事務の代理順序 (中略)	第6編 司法行政事務の代理順序 (中略)
5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する 裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務 を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁判官 新屋真宏</u> 第2順位 裁判官 小西義博	5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する 裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務 を代理する者の順序は、次のとおりとする。 <u>第1順位 裁判官 山田正人</u> 第2順位 裁判官 小西義博
(中略)	(中略)
	附 則 この規程は、令和8年5月15日から施行する。

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年4月30日諮問）

（令和8年5月17日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第5民事部（労働部）（毎日） 裁 判 官 中 島 崇 佐々木 隆 憲 (兼) 山 中 洋 美 植 村 一 仁 <u>（依願退官）</u> 岡 野 慎 也 近 江 弘 行 五十部 隆 小 暮 紀 幸 林 崎 由 莉 子 浜 崎 俊 文 （中略）	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第5民事部（労働部）（毎日） 裁 判 官 中 島 崇 佐々木 隆 憲 (兼) 山 中 洋 美 岡 野 慎 也 近 江 弘 行 五十部 隆 小 暮 紀 幸 林 崎 由 莉 子 浜 崎 俊 文 （中略） 附 則 <u>この規程は、令和8年5月17日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年4月30日諮問)

(令和8年5月18日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第2民事部(租税・行政部)(月火水金) 裁 判 官 山 本 拓 " (兼)横 田 典 子 " 宮 崎 陽 介 " (兼)三 木 裕 之 " 藤 村 享 司 " 片 岡 翔 子 " (兼)岩 崎 由 莉 耶 <u>(兼務解消)</u>	第2民事部(租税・行政部)(月火水金) 裁 判 官 山 本 拓 " (兼)横 田 典 子 " 宮 崎 陽 介 " (兼)三 木 裕 之 " 藤 村 享 司 " 片 岡 翔 子 " <u>岩 崎 由 莉 耶</u> <u>(第8刑事部から)</u>
(中略)	(中略)
第11民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 一 原 友 彦 " 田 中 一 孝 " 結 城 康 介 " (兼)新池谷 圭 輝 <u>(兼務解消)</u>	第11民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 一 原 友 彦 " 田 中 一 孝 " 結 城 康 介 " <u>新池谷 圭 輝</u> <u>(第2刑事部から)</u>
(中略)	(中略)
第16民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 後 藤 誠 " 坂 本 雅 史 " 古 市 賢 吾 " (兼)山 下 栞 菜 " (兼)川 崎 陽 <u>(兼務解消)</u>	第16民事部(普通部)(月水木金) 裁 判 官 後 藤 誠 " 坂 本 雅 史 " 古 市 賢 吾 " (兼)山 下 栞 菜 " <u>川 崎 陽</u> <u>(第6刑事部から)</u>

第17民事部（医事部）（月火水木） 裁判官 堀部 亮 一 〃 皆 川 更 〃 宮 端 謙 一 〃 上 寺 紗也佳 〃 (兼) 加 賀 潮 美 <u>(兼務解消)</u> 第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮 崎 朋 紀 〃 三 浦 裕 輔 〃 小 森 ま や 〃 (兼) 水 城 真那花 <u>(兼務解消)</u> 第19民事部（医事部）（毎日） 裁判官 大 森 直 哉 〃 久保田 千 春 〃 佐々木 淑 江 〃 土 肥 大 致 〃 (兼) 善 元 貴 大 <u>(兼務解消)</u> (中略) 第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松 本 展 幸 〃 村 瀬 洋 朗 〃 (代行) 寺 田 幸 平 〃 峯 健一郎 〃 (兼) 大 川 未 来 <u>(兼務解消)</u> (中略) (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割	第17民事部（医事部）（月火水木） 裁判官 堀部 亮 一 〃 皆 川 更 〃 宮 端 謙 一 〃 上 寺 紗也佳 〃 <u>加 賀 潮 美</u> <u>(第7刑事部から)</u> 第18民事部（普通部）（月火水金） 裁判官 宮 崎 朋 紀 〃 三 浦 裕 輔 〃 小 森 ま や 〃 <u>水 城 真那花</u> <u>(第1刑事部から)</u> 第19民事部（医事部）（毎日） 裁判官 大 森 直 哉 〃 久保田 千 春 〃 佐々木 淑 江 〃 土 肥 大 致 〃 <u>善 元 貴 大</u> <u>(第3刑事部から)</u> (中略) 第22民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 松 本 展 幸 〃 村 瀬 洋 朗 〃 (代行) 寺 田 幸 平 〃 峯 健一郎 〃 <u>大 川 未 来</u> <u>(第14刑事部から)</u> (中略) (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割
---	--

第1刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 加 藤 陽 " 島 崎 航 " (代行) 高 橋 俊 介 " <u>水 城 真那花</u> (第18民事部へ) " 松 野 有希子 第2刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 近 道 暁 郎 " 富 岡 健 史 " <u>新池谷 圭 輝</u> (第11民事部へ) " 柿 原 久 乃 第3刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 後 藤 有 己 " 中 山 知 " <u>善 元 貴 大</u> (第19民事部へ) " 下 出 大 智 第4刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) 水 城 真那花 (兼務解消) (中略) 第6刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 山 田 裕 文 " 藤 永 祐 介 " <u>川 崎 陽</u> (第16民事部へ) " 山 下 栞 菜 第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹	第1刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 加 藤 陽 " 島 崎 航 " (代行) 高 橋 俊 介 " <u>(兼) 水 城 真那花</u> (兼務発令) " 松 野 有希子 第2刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 近 道 暁 郎 " 富 岡 健 史 " 柿 原 久 乃 第3刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 後 藤 有 己 " 中 山 知 " 下 出 大 智 第4刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) <u>松 野 有希子</u> (兼務発令) (中略) 第6刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 山 田 裕 文 " 藤 永 祐 介 " 山 下 栞 菜 第7刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 伊 藤 寛 樹
---	--

" 新 納 亜 美 " 加 賀 潮 美 (第17民事部へ) " 峯 村 朋 之 第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 " 岡 本 康 博 " 岩 崎 由 莉 耶 (第2民事部へ) " 和 泉 里 奈 第9刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) 水 城 真 那 花 (兼務解消) 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀 " (兼) 吉 田 純 (兼務解消) " 堀 田 ら な 第11刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) 水 城 真 那 花 (兼務解消) (中略) 第13刑事部（普通部）（毎日）	" 新 納 亜 美 " 峯 村 朋 之 第8刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 辛 島 明 " 岡 本 康 博 " 和 泉 里 奈 第9刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) 松 野 有 希 子 (兼務発令) 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀 " 吉 田 純 (第13刑事部から) " 堀 田 ら な 第11刑事部（普通部）（毎日） 裁 判 官 (兼) 松 永 栄 治 " (兼) 島 崎 航 " (兼) 松 野 有 希 子 (兼務発令) (中略) 第13刑事部（普通部）（毎日）
--	---

裁 判 官	荒 木 未 佳	裁 判 官	荒 木 未 佳
〃	水 落 桃 子	〃	水 落 桃 子
〃	沼 田 晃 一	〃	沼 田 晃 一
〃	吉 田 純	〃	(兼) 吉 田 純
	(第 1 0 刑事部へ)		(兼務発令)
〃	細 山 恵 吾	〃	細 山 恵 吾
第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日)		第 1 4 刑事部 (普通部) (毎日)	
裁 判 官	大 森 直 子	裁 判 官	大 森 直 子
〃	(兼) 倉 成 章	〃	(兼) 倉 成 章
〃	荒 井 智 也	〃	荒 井 智 也
〃	大 川 未 来		
	(第 2 2 民事部へ)		
〃	神 谷 匠 海	〃	神 谷 匠 海
(中略)		(中略)	
(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 3 2 条、第 3 4 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 6 条、第 3 8 条第 1 項及び第 3 9 条第 1 項)		(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 3 2 条、第 3 4 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 6 条、第 3 8 条第 1 項及び第 3 9 条第 1 項)	
別表 5		別表 5	
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割		大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	
(中略)		(中略)	
第 3 調停係 (毎日)		第 3 調停係 (毎日)	
第 1 係	裁 判 官 小 西 義 博	第 1 係	裁 判 官 巽 信 裕
	(定年退官)		
〃	巽 信 裕		
(中略)		(中略)	
第 6 編 司法行政事務の代理順序		第 6 編 司法行政事務の代理順序	
(中略)		(中略)	
5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。		5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	

第1順位 裁判官 山田正人	第1順位 裁判官 山田正人
第2順位 裁判官 小西義博	第2順位 裁判官 巽 信裕
(中略)	(中略)
	附 則
	<u>この規程は、令和8年5月18日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年5月15日諮問)

(令和8年5月21日実施)

現 行	変 更 後
第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 (中略) (定義) 第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。 (中略) (10) 知的財産事件 (中略) キ 仲裁法に規定する事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） ク 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） (中略) 第2章 裁 判 事 務 の 分 配 (事件の配布等) 第6条 専門事件は、その事件の種類に従って	第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 (中略) (定義) 第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。 (中略) (10) 知的財産事件 (中略) <u>キ 民事調停法33条の4に定める調停事件</u> <u>ク</u> 仲裁法に規定する事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） <u>ケ</u> 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） (中略) 第2章 裁 判 事 務 の 分 配 (事件の配布等) 第6条 専門事件は、その事件の種類に従って

次の各部に配付する。 (中略) (6) 会社事件等、手形事件、過料事件（本条において別に定める場合を除く。）及び公示催告事件は、第4部（商事部）。ただし、手形又は小切手に関する控訴事件及び電子記録債権に関する控訴事件は、普通事件の例による。 (中略) (第2編（本庁民事部）第3章第12条第1号） 別表2 (中略) 第4部 第6部又は、<u>第15部</u> (中略) 第21部 第26部 (中略)	次の各部に配付する。 (中略) (6) <u>ア 会社事件等に掲げる事件のうち第5条第1項第9号アからサまでに該当するものは、第4部（商事部）に5分の4、第21部（知的財産権部）に5分の1の割合で順次</u> <u>イ アに定めるもの以外の会社事件等、手形事件、過料事件（本条において別に定める場合を除く。）及び公示催告事件は、第4部（商事部）。ただし、手形又は小切手に関する控訴事件及び電子記録債権に関する控訴事件は、普通事件の例による。</u> (中略) (第2編（本庁民事部）第3章第12条第1号） 別表2 (中略) 第4部 第6部、<u>第15部又は第21部</u> (中略) 第21部 <u>第4部又は第26部</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年5月21日から施行する。</u>
---	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和 8 年 5 月 21 日諮問)

(令和 8 年 5 月 25 日実施)

現 行	変 更 後
第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 (中略) (定義) 第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。 (中略) (18) 専門事件 前 17 号に定める事件、過料事件（民事訴訟法の規定による過料事件を除く。）、執行抗告事件、民事執行法第 32 条第 1 項に定める公証人の処分に関する異議事件、民事執行規則第 20 条第 4 項の許可に関する事件並びに船舶所有者等責任制限事件及び油濁等損害賠償責任制限事件 (中略) 第 2 章 裁 判 事 務 の 分 配 (事件の配布等) 第 6 条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。 (中略) (5) 倒産事件等及び同事件等に係る過料事件、	第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 (中略) (定義) 第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 13 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。 (中略) (18) 専門事件 前 17 号に定める事件、過料事件（民事訴訟法の規定による過料事件を除く。）、執行抗告事件、民事執行法第 32 条第 1 項に定める公証人の処分に関する異議事件、民事執行規則第 20 条第 4 項の許可に関する事件、<u>船舶所有者等責任制限事件及び油濁等損害賠償責任制限事件、簡易確定手続事件並びに事業性融資の推進等に関する法律第 70 条第 2 項の執行事件</u> (中略) 第 2 章 裁 判 事 務 の 分 配 (事件の配布等) 第 6 条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。 (中略) (5) 倒産事件等及び同事件等に係る過料事件、

船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件並びに簡易確定手続事件及び同事件に係る過料事件は、第 6 部（倒産部） (中略)	船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件、簡易確定手続事件及び同事件に係る過料事件<u>並びに事業性融資の推進等に関する法律第 70 条第 2 項の執行事件</u>は、第 6 部（倒産部） (中略) 附 則 <u>この規程は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。</u>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 5 月 2 1 日諮問）

（令和 8 年 5 月 3 1 日実施）

現 行	変 更 後
第 4 編 支 部	第 4 編 支 部
（中略）	（中略）
第 2 章 岸 和 田 支 部	第 2 章 岸 和 田 支 部
（裁判事務の分配）	（裁判事務の分配）
第 2 8 条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第 2 8 条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 <u>なお、令状事件の 8 分の 1</u> [REDACTED] <u>については、岸和田支部の裁判官の協議によって定める。</u>
（中略）	（中略）
裁 判 官 岡 田 総 司 （依頼退官）	
<u>令状事件の 8 分の 1</u> [REDACTED]	
（中略）	（中略）
	附 則 <u>この規程は、令和 8 年 5 月 3 1 日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年5月21日諮問）

（令和8年6月1日実施）

現 行	変 更 後
（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日） 裁 判 官 横 田 典 子 " 斗 谷 匡 志 " 山 中 洋 美 " 前 田 早 織 " 藤 崎 彩 菜 " 佐 藤 克 郎 " 大 島 眞 美 " 吉 澤 孝 " 北 岡 佑 太 " 枚 田 雅 樹 <u>（第14民事部へ）</u> （中略） 第9民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 世 森 亮 次 " <u>（代行）達 野 ゆ き</u> <u>（職務代行解消）</u> " 石 本 恵 " 角 田 裕 紀 " 近 藤 友 貴 （中略） 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 " 松 浪 聖 一 " 松 本 幸 奈 " 中 野 綾 香	（第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項） 別表1 裁判官の配置及び開廷日割 第1民事部（保全部）（毎日） 裁 判 官 横 田 典 子 " 斗 谷 匡 志 " 山 中 洋 美 " 前 田 早 織 " 藤 崎 彩 菜 " 佐 藤 克 郎 " 大 島 眞 美 " 吉 澤 孝 " 北 岡 佑 太 " 土 肥 大 致 <u>（第19民事部から）</u> （中略） 第9民事部（普通部）（火水木金） 裁 判 官 世 森 亮 次 " 石 本 恵 " 角 田 裕 紀 " 近 藤 友 貴 （中略） 第14民事部（執行部）（毎日） 裁 判 官 高 島 義 行 " 松 浪 聖 一 " 松 本 幸 奈 " 中 野 綾 香

〃 名 倉 亨 (中略) 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 後 藤 誠 〃 坂 本 雅 史 〃 古 市 賢 吾 〃 <u>(兼) 山 下 栞 菜</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 川 崎 陽 (中略) 第19民事部（医事部）（毎日） 裁 判 官 大 森 直 哉 〃 久保田 千 春 〃 佐々木 淑 江 〃 <u>土 肥 大 致</u> <u>(第1民事部へ)</u> 〃 善 元 貴 大 (中略) 第26民事部（知的財産権部）（月火木） 裁 判 官 水 野 正 則 〃 <u>(兼) 松阿彌 隆</u> <u>(兼務解消)</u> 〃 (兼) 小 野 健 〃 西 尾 太 一 〃 (兼) 横 井 真由美 (中略) (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割	〃 名 倉 亨 〃 <u>枚 田 雅 樹</u> <u>(第1民事部から)</u> (中略) 第16民事部（普通部）（月水木金） 裁 判 官 後 藤 誠 〃 坂 本 雅 史 〃 古 市 賢 吾 〃 川・崎 陽 (中略) 第19民事部（医事部）（毎日） 裁 判 官 大 森 直 哉 〃 久保田 千 春 〃 佐々木 淑 江 〃 善 元 貴 大 (中略) 第26民事部（知的財産権部）（月火木） 裁 判 官 水 野 正 則 〃 (兼) 小 野 健 〃 西 尾 太 一 〃 (兼) 横 井 真由美 (中略) (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割
---	--

(中略)	(中略)
第5刑事部（普通部）（毎日）	第5刑事部（普通部）（毎日）
裁 判 官 三 輪 篤 志	裁 判 官 三 輪 篤 志
" 堀 河 民 与	" 堀 河 民 与
" 鈴 木 紫 門	" 鈴 木 紫 門
" (代行) 田 崎 里 歩	" 清 水 康 平
(職務代行解消)	
" 清 水 康 平	
(中略)	(中略)
第14刑事部（普通部）（毎日）	第14刑事部（普通部）（毎日）
裁 判 官 大 森 直 子	裁 判 官 大 森 直 子
" (兼) 倉 成 章	" 荒 井 智 也
(兼務解消)	" 神 谷 匠 海
" 荒 井 智 也	
" 神 谷 匠 海	
(中略)	(中略)
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係	第1 民事公判係
(中略)	(中略)
第6係（月火木） " 西 嶋 一 恵	第6係（月火木） " 吉 田 進
(岡山簡裁へ)	(民事公判係第9係から)
" 久 永 利恵子	" 久 永 利恵子
(中略)	(中略)
第9係（水金） " 神 谷 義 彦	第9係（水金） " 神 谷 義 彦

(中略)	〃 吉 田 進 <u>(民事公判係第6係へ)</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年6月1日から施行する。</u>
-------------	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年5月28日諮問)

(令和8年6月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項)	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項)
別表1	別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第19民事部(医事部)(毎日)	第19民事部(医事部)(毎日)
裁 判 官 大 森 直 哉	裁 判 官 大 森 直 哉
〃 久保田 千 春	〃 久保田 千 春
〃 佐々木 淑 江	〃 佐々木 淑 江
〃 善 元 貴 大	〃 (兼)土 肥 大 致 (兼務発令)
	〃 善 元 貴 大
(中略)	(中略)
	附 則
	<u>この規程は、令和8年6月1日から施行する。</u>

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年6月1日諮問)

(令和8年6月10日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第1 民事公判係	第1 民事公判係
(中略)	(中略)
第12係(月火木) 〃 <u>伊 葉 匡 功</u> (尼崎簡裁へ) 〃 藤 田 敏 之	第12係(月火木) 〃 藤 田 敏 之
(中略)	(中略)
第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等)(毎日)	第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等)(毎日)
裁判官 (兼)横 田 典 子	裁判官 (兼)横 田 典 子
〃 <u>田 中 俊 次</u> (定年退官)	〃 <u>植 屋 伸 一</u> (尼崎簡裁から)
〃 内 藤 智 機	〃 内 藤 智 機
〃 藤 本 憲 司	〃 藤 本 憲 司
〃 三 瀬 英 祐	〃 三 瀬 英 祐
〃 濱 田 竜 也	〃 濱 田 竜 也
〃 村 田 昌 三	〃 村 田 昌 三
〃 小 川 親 治	〃 小 川 親 治
〃 (兼)宇都宮 庫 敏	〃 (兼)宇都宮 庫 敏
〃 (兼)伊 藤 雅 之	〃 (兼)伊 藤 雅 之
〃 (兼)池 尻 修 三	〃 (兼)池 尻 修 三
(中略)	(中略)
附 則	附 則

	<u>この規程は、令和8年6月10日から施行する。</u>
--	-------------------------------

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 6 月 1 8 日諮問）

（令和 8 年 6 月 2 9 日実施）

現 行	変 更 後
（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 6 民事部（倒産部）（毎日） 裁 判 官 谷 口 哲 也 " 杉 浦 一 輝 " 原 田 宗 輔 " 簗 川 雄 一 " 森 本 和 真	（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 6 民事部（倒産部）（毎日） 裁 判 官 谷 口 哲 也 " 杉 浦 一 輝 " 原 田 宗 輔 " 簗 川 雄 一 " 森 本 和 真 " 青 戸 大 悟 <u>（鳥取地裁から）</u>
（第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 2 2 条第 1 項） 別表 3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 1 0 刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀	（第 3 編（本庁刑事部）第 3 章第 2 2 条第 1 項） 別表 3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 1 0 刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀 " (兼) 青 戸 大 悟

" 吉 田 純 " 堀 田 ら な (中略) (第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第6 令状係(毎日) 裁判官 (兼) 渡 部 市 郎 " (兼) 倉 成 章 " (兼) 佐 藤 惇 " (兼) 池 上 恒 太 " (兼) 田 中 大 地 " (兼) 比 舍 昌 志 " (兼) 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀 " (兼) 吉 田 純 " (兼) 堀 田 ら な " 水 嶋 正 博 " 佐 伯 美 保 " 林 誠治郎 " 嶋 村 修 士 " 山 下 知 樹 " (兼) 畑 村 章 夫 " (兼) 樋 口 裕 晃 (中略)	(兼務発令) " 吉 田 純 " 堀 田 ら な (中略) (第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第6 令状係(毎日) 裁判官 (兼) 渡 部 市 郎 " (兼) 倉 成 章 " (兼) 佐 藤 惇 " (兼) 池 上 恒 太 " (兼) 田 中 大 地 " (兼) 比 舍 昌 志 " (兼) 吉 田 開 " (兼) 六 郷 和 紀 " (兼) 青 戸 大 悟 (兼務発令) " (兼) 吉 田 純 " (兼) 堀 田 ら な " 水 嶋 正 博 " 佐 伯 美 保 " 林 誠治郎 " 嶋 村 修 士 " 山 下 知 樹 " (兼) 畑 村 章 夫 " (兼) 樋 口 裕 晃 (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年6月29日から施行する。</u>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和8年6月18日諮問)

(令和8年7月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第2民事部(租税・行政部)(月火水金)	第2民事部(租税・行政部)(月火水金)
裁 判 官 山 本 拓 <u>〃 (兼)横 田 典 子</u> <u> (兼務解消)</u>	裁 判 官 山 本 拓 〃 宮 崎 陽 介 〃 (兼)三 木 裕 之 〃 藤 村 享 司 〃 片 岡 翔 子 〃 岩 崎 由 莉 耶
(中略)	(中略)
第5民事部(労働部)(毎日)	第5民事部(労働部)(毎日)
裁 判 官 中 島 崇 〃 佐々木 隆 憲 <u>〃 (兼)山 中 洋 美</u> <u> (兼務解消)</u>	裁 判 官 中 島 崇 〃 佐々木 隆 憲 〃 岡 野 慎 也 〃 近 江 弘 行 〃 五十部 隆 〃 小 暮 紀 幸 〃 林 崎 由 莉 子 〃 浜 崎 俊 文
(中略)	(中略)
第24民事部(普通部)(月火木金)	第24民事部(普通部)(月火木金)
裁 判 官 寺 垣 孝 彦	裁 判 官 寺 垣 孝 彦

〃 佐藤文子 〃 (代行) 山中耕一 (職務代行解消) 〃 秦卓義 〃 村田幸生 (中略) (第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部(普通部)(毎日) 裁判官 加藤陽 〃 島崎航 〃 (代行) 高橋俊介 (職務代行解消) 〃 (兼) 水城真那花 (兼務解消) 〃 松野有希子 (中略) 第10刑事部(令状部)(毎日) 裁判官 渡部市郎 〃 倉成章 〃 佐藤惇 〃 池上恒太 〃 田中大地 〃 比舍昌志 〃 吉田開 〃 (兼) 六郷和紀 (兼務解消) 〃 (兼) 青戸大悟 〃 吉田純 〃 堀田らな (中略)	〃 佐藤文子 〃 秦卓義 〃 村田幸生 (中略) (第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 第1刑事部(普通部)(毎日) 裁判官 加藤陽 〃 島崎航 〃 松野有希子 (中略) 第10刑事部(令状部)(毎日) 裁判官 渡部市郎 〃 倉成章 〃 佐藤惇 〃 池上恒太 〃 田中大地 〃 比舍昌志 〃 吉田開 〃 (兼) 青戸大悟 〃 吉田純 〃 堀田らな (中略)
---	--

第13刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 荒木未佳 〃 水落桃子 〃 沼田晃一 〃 (兼) 吉田純 (兼務解消) 〃 細山恵吾 (中略) (第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼) 渡部市郎 〃 (兼) 倉成章 〃 (兼) 佐藤惇 〃 (兼) 池上恒太 〃 (兼) 田中大地 〃 (兼) 比舎昌志 〃 (兼) 吉田開 〃 (兼) 六郷和紀 (兼務解消) 〃 (兼) 青戸大悟 〃 (兼) 吉田純 〃 (兼) 堀田らな 〃 水嶋正博 〃 佐伯美保 〃 林誠治郎 〃 嶋村修士 〃 山下知樹 〃 (兼) 畑村章夫 〃 (兼) 樋口裕晃	第13刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 荒木未佳 〃 水落桃子 〃 沼田晃一 〃 細山恵吾 (中略) (第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 (中略) 第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼) 渡部市郎 〃 (兼) 倉成章 〃 (兼) 佐藤惇 〃 (兼) 池上恒太 〃 (兼) 田中大地 〃 (兼) 比舎昌志 〃 (兼) 吉田開 〃 (兼) 青戸大悟 〃 (兼) 吉田純 〃 (兼) 堀田らな 〃 水嶋正博 〃 佐伯美保 〃 林誠治郎 〃 嶋村修士 〃 山下知樹 〃 (兼) 畑村章夫 〃 (兼) 樋口裕晃
---	--

(中略)	(中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年7月1日から施行する。</u>
------	---

決議事項

(令和 8 年 6 月 3 0 日)

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 6 月 3 0 日付議）

（令和 8 年 7 月 1 日実施）

現 行	変 更 後
第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 （中略） （定義） 第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 1 3 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。 （中略） （9）会社事件等 （中略） ケ 消費者契約法第 1 2 条、不当景品類及び不当表示防止法第 3 0 条及び特定商取引に関する法律第 5 章の 3 に基づく差止請求の通常訴訟事件 （中略） （1 0）知的財産事件 （中略） キ 民事調停法 3 3 条の 4 に定める調停事件 ク 仲裁法に規定する事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） ケ 調停による国際的な和解合意に関する	第 2 編 本 庁 民 事 部 第 1 章 通 則 （中略） （定義） 第 5 条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成 1 3 年最高裁判所規程第 1 号）と同一の意義による。 （中略） （9）会社事件等 （中略） ケ 消費者契約法第 1 2 条、不当景品類及び不当表示防止法第 3 4 条及び特定商取引に関する法律第 5 章の 3 に基づく差止請求の通常訴訟事件 （中略） （1 0）知的財産事件 （中略） キ 民事調停法 3 3 条の 4 に定める調停事件 ク 仲裁法に規定する事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） ク 調停による国際的な和解合意に関する

国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） （中略） （19）普通事件 前号に定める専門事件以外の通常訴訟事件 共助事件（民事訴訟法第204条に定める方法を用いる尋問の共助事件を除く。）は、前各号に関するものであると否とを問わず、普通事件とする。 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件は、普通事件とする。 （中略） 第2章 裁判事務の分配 （事件の配布等） 第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。 （中略） 17 <u>テレビ会議システムを利用して行う証人等の尋問、和解の期日、弁論準備手続の期日若しくは進行協議期日における手続又は書面による準備手続における協議の各共助事件は、民事訴訟庶務係において処理する。</u> （中略） 第4編 支部	国際連合条約の実施に関する法律第5条に基づく国際和解合意の執行決定申立事件（アに掲げる権利又は法律により保護される利益に関するものに限る。） （中略） （19）普通事件 前号に定める専門事件以外の通常訴訟事件 共助事件（<u>令和2年9月1日付け最高裁民二第2055号民事局長、行政局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「ウェブ会議等の方法による手続を協力依頼により行う場合の事務の取扱いについて」に定める共助事件を除く。</u>）は、前各号に関するものであると否とを問わず、普通事件とする。 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係事件は、普通事件とする。 （中略） 第2章 裁判事務の分配 （事件の配布等） 第6条 専門事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。 （中略） 17 <u>令和2年9月1日付け最高裁民二第2055号民事局長、行政局長、家庭局長、総務局長、経理局長通達「ウェブ会議等の方法による手続を協力依頼により行う場合の事務の取扱いについて」に定める共助事件は、民事訴訟管理係において処理する。</u> （中略） 第4編 支部
---	--

(中略) 第2章 岸和田支部 (裁判事務の分配) 第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。<u>なお、令状事件の8分の1</u> [REDACTED] <u>については、岸和田支部の裁判官の協議によって定める。</u> 裁判官 和久田 斉 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件 裁判官 田中 幸大 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 <u>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</u> 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件 <u>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</u> <u>債権執行事件のうちの配当事件の全部</u> <u>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</u> 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の1 裁判官 棚木 純一 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 <u>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</u> <u>民事保全事件（特定電気通信による情報の</u>	(中略) 第2章 岸和田支部 (裁判事務の分配) 第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。 裁判官 和久田 斉 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件 裁判官 田中 幸大 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件の<u>全部</u> 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の1 裁判官 棚木 純一 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 <u>民事保全事件のうちの仮の地位を定める</u>
--	--

<u>流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の2分の1 <u>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</u> 人身保護事件の4分の1 <u>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</u> 令状事件の<u>8分の2</u> 過料事件 裁判官 梅本聡子 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の4 <u>民事保全事件（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の4分の1 <u>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</u> 人身保護事件の4分の1 <u>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</u> 令状事件の<u>8分の2</u> 裁判官 金川 誠 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1 <u>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</u>	<u>仮処分命令（民事保全法第23条第2項。以下同じ。）申立事件及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件（それに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の2分の1 人身保護事件の4分の1 令状事件の<u>4分の1</u> 過料事件の<u>全部</u> 裁判官 梅本聡子 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の4 <u>民事保全事件のうちの仮の地位を定める仮処分命令申立事件及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件（それに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 令状事件の<u>4分の1</u> 裁判官 金川 誠 刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1
---	--

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 <u>配当事件を除く債権執行事件の全部</u> <u>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2</u> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。） 裁判官 藪 崇 司 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 <u>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</u> <u>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</u> 人身保護事件の4分の1 <u>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</u> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の<u>8分の2</u> 裁判官 吉 田 真 紀 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部	医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2 起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1 商事非訟事件（過料事件を除く。）<u>の全部</u> 裁判官 藪 崇 司 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 人身保護事件の4分の1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の1 令状事件の<u>4分の1</u> 裁判官 吉 田 真 紀 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の31分の9 同時廃止事件を除く破産事件の全部 小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部
---	--

会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 <u>民事保全事件（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 <u>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</u> <u>令状事件の8分の1</u> [REDACTED] 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の2 (中略)	会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部 <u>民事保全事件のうちの仮の地位を定める仮処分命令申立事件及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件（それに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</u> 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の2 裁 判 官 岸 本 若 菜 (千葉地裁から) <u>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の全部</u> <u>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の全部</u> <u>仮の地位を定める仮処分命令申立事件を除く民事保全事件の全部</u> <u>民事執行事件の全部</u> <u>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</u> <u>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の全部</u> <u>令状事件の4分の1</u> (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年7月1日から施行する。</u>
--	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和8年6月30日付議）

（令和8年7月8日実施）

現 行	変 更 後
（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " 吉 田 開 (山口家裁宇部支部へ) " (兼) 青 戸 大 悟 " 吉 田 純 " 堀 田 ら な （中略） （第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項） 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼) 渡 部 市 郎 " (兼) 倉 成 章 " (兼) 佐 藤 惇	（第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項） 別表3 裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第10刑事部（令状部）（毎日） 裁 判 官 渡 部 市 郎 " 倉 成 章 " 佐 藤 惇 " 池 上 恒 太 " 田 中 大 地 " 比 舍 昌 志 " (兼) 青 戸 大 悟 " 吉 田 純 " 堀 田 ら な （中略） （第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項） 別表5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第6 令状係（毎日） 裁判官 (兼) 渡 部 市 郎 " (兼) 倉 成 章 " (兼) 佐 藤 惇

〃 (兼) 池 上 恒 太 〃 (兼) 田 中 大 地 〃 (兼) 比 舍 昌 志 〃 (兼) 吉 田 開 (兼務解消) 〃 (兼) 青 戸 大 悟 〃 (兼) 吉 田 純 〃 (兼) 堀 田 ら な 〃 水 嶋 正 博 〃 佐 伯 美 保 〃 林 誠治郎 〃 嶋 村 修 士 〃 山 下 知 樹 〃 (兼) 畑 村 章 夫 〃 (兼) 樋 口 裕 晃 (中略)	〃 (兼) 池 上 恒 太 〃 (兼) 田 中 大 地 〃 (兼) 比 舍 昌 志 〃 (兼) 青 戸 大 悟 〃 (兼) 吉 田 純 〃 (兼) 堀 田 ら な 〃 水 嶋 正 博 〃 佐 伯 美 保 〃 林 誠治郎 〃 嶋 村 修 士 〃 山 下 知 樹 〃 (兼) 畑 村 章 夫 〃 (兼) 樋 口 裕 晃 (中略) 附 則 <u>この規程は、令和8年7月8日から施行する。</u>
---	---

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 6 月 3 0 日付議）

（令和 8 年 7 月 1 0 日実施）

現 行	変 更 後																																										
（第 5 編（管内簡易裁判所）第 1 章第 3 2 条、第 3 4 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 6 条、第 3 8 条第 1 項及び第 3 9 条第 1 項） 別表 5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） <table> <tr><td>裁判官</td><td>（兼）横 田 典 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>植 屋 伸 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>内 藤 智 機</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤 本 憲 司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>三 瀬 英 祐</td></tr> <tr><td>〃</td><td>濱 田 竜 也</td></tr> <tr><td>〃</td><td>村 田 昌 三</td></tr> </table> （依願退官） <table> <tr><td>〃</td><td>小 川 親 治</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）宇都宮 庫 敏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）伊 藤 雅 之</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）池 尻 修 三</td></tr> </table> （中略） 第 4 章 その他の簡易裁判所 （裁判官の配置及び事務の分配） 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。 （中略）	裁判官	（兼）横 田 典 子	〃	植 屋 伸 一	〃	内 藤 智 機	〃	藤 本 憲 司	〃	三 瀬 英 祐	〃	濱 田 竜 也	〃	村 田 昌 三	〃	小 川 親 治	〃	（兼）宇都宮 庫 敏	〃	（兼）伊 藤 雅 之	〃	（兼）池 尻 修 三	（第 5 編（管内簡易裁判所）第 1 章第 3 2 条、第 3 4 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 6 条、第 3 8 条第 1 項及び第 3 9 条第 1 項） 別表 5 大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割 （中略） 第 2 民事特殊事件係（即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等）（毎日） <table> <tr><td>裁判官</td><td>（兼）横 田 典 子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>植 屋 伸 一</td></tr> <tr><td>〃</td><td>内 藤 智 機</td></tr> <tr><td>〃</td><td>藤 本 憲 司</td></tr> <tr><td>〃</td><td>三 瀬 英 祐</td></tr> <tr><td>〃</td><td>濱 田 竜 也</td></tr> </table> <table> <tr><td>〃</td><td>小 川 親 治</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）宇都宮 庫 敏</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）伊 藤 雅 之</td></tr> <tr><td>〃</td><td>（兼）池 尻 修 三</td></tr> </table> （中略） 第 4 章 その他の簡易裁判所 （裁判官の配置及び事務の分配） 第 5 1 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。 （中略）	裁判官	（兼）横 田 典 子	〃	植 屋 伸 一	〃	内 藤 智 機	〃	藤 本 憲 司	〃	三 瀬 英 祐	〃	濱 田 竜 也	〃	小 川 親 治	〃	（兼）宇都宮 庫 敏	〃	（兼）伊 藤 雅 之	〃	（兼）池 尻 修 三
裁判官	（兼）横 田 典 子																																										
〃	植 屋 伸 一																																										
〃	内 藤 智 機																																										
〃	藤 本 憲 司																																										
〃	三 瀬 英 祐																																										
〃	濱 田 竜 也																																										
〃	村 田 昌 三																																										
〃	小 川 親 治																																										
〃	（兼）宇都宮 庫 敏																																										
〃	（兼）伊 藤 雅 之																																										
〃	（兼）池 尻 修 三																																										
裁判官	（兼）横 田 典 子																																										
〃	植 屋 伸 一																																										
〃	内 藤 智 機																																										
〃	藤 本 憲 司																																										
〃	三 瀬 英 祐																																										
〃	濱 田 竜 也																																										
〃	小 川 親 治																																										
〃	（兼）宇都宮 庫 敏																																										
〃	（兼）伊 藤 雅 之																																										
〃	（兼）池 尻 修 三																																										

(6) 枚方簡易裁判所 (中略) 裁 判 官 (代行) <u>村 田 昌 三</u> 民事訴訟事件の 3 分の 1 即決和解事件 督促事件 (支払督促申立却下処分に対する 異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対 する異議事件及び地方裁判所の管轄に属 する事件の不適法督促異議事件) 民事特殊事件 (民事保全事件を除く。) 令状事件の 5 分の 1 (中略)	(6) 枚方簡易裁判所 (中略) 裁 判 官 (代行) <u>濱 田 竜 也</u> 民事訴訟事件の 3 分の 1 即決和解事件 督促事件 (支払督促申立却下処分に対する 異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対 する異議事件及び地方裁判所の管轄に属 する事件の不適法督促異議事件) 民事特殊事件 (民事保全事件を除く。) 令状事件の 5 分の 1 (中略) 附 則 <u>この規程は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行する。</u>
---	--

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和 8 年 6 月 3 0 日付議）

（令和 8 年 7 月 1 5 日実施）

現 行	変 更 後
（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1	（第 2 編（本庁民事部）第 3 章第 1 0 条第 1 項） 別表 1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
（中略）	（中略）
第 1 4 民事部（執行部）（毎日）	第 1 4 民事部（執行部）（毎日）
裁 判 官 高 島 義 行	裁 判 官 高 島 義 行
" 松 浪 聖 一	" 松 浪 聖 一
" 松 本 幸 奈	" 松 本 幸 奈
" 中 野 綾 香	" 中 野 綾 香
" 名 倉 亨	" 名 倉 亨
" 枚 田 雅 樹	
<u>（広島地裁福山支部へ）</u>	
（中略）	（中略）
	附 則
	<u>この規程は、令和 8 年 7 月 1 5 日から施行する。</u>